

平生町告示第17号

平成20年第2回平生町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成20年6月3日

平生町長 山田 健一

- 1 期 日 平成20年6月16日
- 2 場 所 平生町議会議事堂

開会日に応招した議員

河藤 泰明君	大井 哲也君
岩本ひろ子さん	淵上 正博君
細田留美子さん	柳井 靖雄君
河内山宏充君	吉國 茂君
福田 洋明君	平岡 正一君
藤村 政嗣君	田中 稔君

6月23日に応招した議員

応招しなかった議員

平成20年 第2回(定例)平生町議会会議録(第1日)

平成20年6月16日(月曜日)

議事日程(第1号)

平成20年6月16日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第1号 あらたに生じた土地の確認について
- 日程第6 議案第2号 字の区域の変更について
- 日程第7 議案第3号 町道路線の廃止及び認定について
- 日程第8 承認第1号 専決処分事項の承認について(平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第9 承認第2号 専決処分事項の承認について(平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例)
- 日程第10 報告第1号 平成19年度平生町一般会計繰越明許費繰越額の報告について
- 日程第11 報告第2号 平成19年度平生町土地開発公社の経営状況の報告について
- 日程第12 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑
- 日程第13 委員会付託

本日の会議に付した事件

- 日程第2 会期の決定(8日間)
- 日程第5 議案第1号 あらたに生じた土地の確認について
- 日程第6 議案第2号 字の区域の変更について
- 日程第7 議案第3号 町道路線の廃止及び認定について
- 日程第8 承認第1号 専決処分事項の承認について(平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第9 承認第2号 専決処分事項の承認について(平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例)

部を改正する条例)

日程第13 委員会付託

出席議員(12名)

1番 河藤 泰明君	2番 大井 哲也君
3番 岩本ひろ子さん	5番 淵上 正博君
6番 細田留美子さん	7番 柳井 靖雄君
8番 河内山宏充君	9番 吉國 茂君
10番 福田 洋明君	11番 平岡 正一君
12番 藤村 政嗣君	13番 田中 稔君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 角田 光弘君	書記 岩井 浩治君
-----------	-----------

説明のため出席した者の職氏名

町長	山田 健一君	副町長	佐竹 秀道君
教育長	合頭 興亞君	会計管理者	岩見 求嗣君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長			高木 哲夫君
企画課長	吉賀 康宏君	町民課長	木谷 巖君
税務課長兼徴収対策室長			洲山 和久君
健康福祉課長			河野 孝之君
経済課長兼農業委員会事務局長			中本 羊次君
建設課長	安村 和之君	教委総務課長	福本 達弥君
教委社会教育課長	弘中 賢治君		

午前9時00分開会・開議

議長(田中 稔君) ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより平成20年第2回平生町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

・ ・

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（田中 稔君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において淵上正博議員、細田留美子議員を指名いたします。

・ ・

日程第2．会期の決定

議長（田中 稔君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月23日までの8日間といたしたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 御異議なしと認めます。よって、会期は8日間と決しました。

・ ・

日程第3．諸般の報告

議長（田中 稔君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配布しております議会日誌のほか、地方自治法第235条の2第3項の規定による平成20年3月分、4月分、5月分及び6月分の例月出納検査の結果報告並びに地方自治法第121条の規定による本定例会における議案等の説明のため出席を求めた者及び委任を受けた者の職氏名の報告はお手元に配布のとおりであります。これをもって諸般の報告を終わります。

・ ・

日程第4．行政報告

日程第5．議案第1号

日程第6．議案第2号

日程第7．議案第3号

日程第8．承認第1号

日程第9．承認第2号

日程第10．報告第1号

日程第11．報告第2号

議長（田中 稔君） 日程第4、行政報告及び日程第5、議案第1号あらたに生じた土地の確

認についてから日程第7、議案第3号町道路線の廃止及び認定についてまでの件、並びに日程第8、承認第1号平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認について、及び日程第9、承認第2号平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認についての件を一括議題といたします。

町長から行政報告及び提案理由の説明並びに日程第10、報告第1号平成19年度平生町一般会計繰越明許費繰越額の報告について、及び日程第11、報告第2号平成19年度平生町土地開発公社の経営状況の報告についての報告を求めます。山田町長。

町長（山田 健一君） 議員の皆さん、おはようございます。

まず初めに、一昨日6月14日、岩手・宮城内陸地震が発生をいたしました。マグニチュード7.2と推定をされ、震度6強の強い地震でありました。わずか1カ月前に、中国四川大地震の大惨事を目の当たりにしているだけに、大変強い衝撃を受けました。現在、死者が9名、行方不明者11名ということで、目下懸命な捜索活動が展開をされておりますが、改めて犠牲者の方々の御冥福と、被災者の皆さんに心からお見舞いを申し上げたいと思います。今後は1日も早く被災者の救援と復旧、復興に万全を期してほしいと願っているところであります。

さて、今年も既に6月半ばを迎えまして、10日には当地方も梅雨入りをいたしました。毎年このことながら、集中豪雨に見舞われることなく、慈雨であってほしいと念願する毎日であります。昨年からのねじれ国会では、今年度予算は自然成立をしたものの、道路特定財源を含む税制関連法案が一時的に期限切れとなるなど、国民生活に混乱を起こす春の騒動から夏へとなり、今まさに季節と時代が移り変わろうといたしております。

迷走を重ねた169通常国会は、昨日で閉会になるところでありますが、6日間の会期延長となりました。実質的には与野党対立の激化の中で、空転状況のまま会期末を迎えるという状況であります。

1月から150日間余りの会期中において、政府与党は道路特定財源の関係で4月30日に租税特別措置法改正案、いわゆるガソリン税の暫定税率を、5月13日には道路特定財源の一般財源化の閣議決定を行い、従来どおり10年間の期限付きの道路財政特別措置法を衆議院で再可決を行いました。新法案は福田首相が国民と約束をしました来年度から一般財源化に向けた動向を注視していきたいものであります。

ともあれ、国と地方の財源確保に向けた政府与党の憲法の規定に基づく再可決は、我々地方公共団体を預かる者にとっては、ひとまず安堵したわけであります。どちらの選択が民意なのか、非常に判断が難しいところではないかと思っております。来年度から一般財源化につきましての付帯決議がなされておりますように、年末に向けての予算編成や税制改正におきまして、まだまだ協議を必要とするものでありまして、地方財源確保と消費者物価の沈静化をぜひ進めていただ

きたいと考えているところであります。

このように、国の最高議決機関は、衆参で異なる政治勢力のため、前進しては後退するかのよ
うな印象を与える歩みであります。そんな中で、アメリカの宇宙船ディスカバリーが国際宇宙
ステーションにドッキングをして、日本の有人宇宙施設「きぼう」の船内実験室を設置する作業
が現実に進められました。まるで、夢のような科学文明の発展の時代を迎えておるわけでありま
す。

そのさなか、定められました平成20年第2回平生町議会定例会を開催をいたしましたところ、
議員の皆様方におかれましては、御多忙中にもかかわらず、全員の御出席を賜りまして、誠
にありがとうございます。

本定例会に私の方から御提案をいたします案件は、事件3件、承認2件、報告2件を予定して
おりますので、よろしく願いを申し上げます。

それでは、新年度に入りましての諸般の報告を申し上げてみたいと思います。

まず、桜の開花の話題まで振り返ってみますと、今年は、4月に入ってからが見ごろとなりま
して、菜種梅雨を思わす雨の中、また花冷えとも言われる寒暖の差はありましたけれども、2週
にわたって桜を楽しむことができました。この庁舎前の熊川沿いの桜の木も往来の人の目を奪う
ほど、美しさを見せて規模的には小さいものの本町の名所になっているもので、大事にしてい
かなければいけないと思うものであります。また、街路桜町線の一部に植樹をしました桜の木も、
年々成長の跡を見せておりまして、これも将来は、町民の憩いの場となることを期待をするもの
であります。

次に、国内外の話題となりますが、既に申し上げましたように、道路特定財源の問題と中国に
かかわる事件については、避けて通ることのできない話題だと思えます。

道路特定財源につきましては、あのまま廃止ということであれば、本町にとって3,880万円
の歳入が不足することになり、大きな穴をあけることになったものであります。しかしながら、
再可決によって暫定税率は回復したとはいえ、あの1カ月間の空白は、国民それぞれが恩恵を受
けたり、不安にかられたりしたものであります。自治体にとっての歳入不足は、国が補てんす
るとの発言はありますが、まだ確定をしているわけではありません。今後の国の対応を注視する
とともに、機会あるごとに要望していかなければいけないと考えております。

次に、中国にかかわる話題として、毒入りギョーザ事件が新聞の片隅に追いやられるほどの事
件、出来事が連続いたしました。

1つは、胡錦濤国家主席の訪日であります。5月6日から10日までの滞在でしたが、一昨年
の安倍首相訪中の「氷を砕く旅」から温家宝首相の訪日の「氷を溶かす旅」、昨年末の福田首相が
「春を迎える旅」として訪中し、今回の胡錦濤主席の「暖かい春を迎える旅」というふうに、表

現が酷寒の冬から桜花爛漫の春に向けた文学的な表現がなされてまいりました。しかし、ギョーザ事件やガス田問題、チベット問題など、懸案について具体的な解決策を見出すには至りませんでしたけれども、相互信頼を築き、長期にわたる平和と友好のための協力を目指すということが確認をされました。いわゆる、戦略的互惠関係を着実に育ててほしいものであります。

2つ目に、胡主席の帰国後すぐに、中国四川省でマグニチュード8.0の大地震が発生をしました。校舎の倒壊が相次ぎ、多くの生徒が犠牲になるなど、被害は甚大なものでありまして、北京オリンピックを前にしての重大な出来事となりました。四川の地形的な特徴から土砂崩れによって川がせきとめられた土砂ダムの出現とその決壊危機のおそれが出るなど、自然災害の恐ろしさを再認識するものであります。死者、行方不明者は、あの阪神・淡路大震災とは比較にならない規模となりまして10万人に及ぼうかという大惨事となっております。

この地震災害前には、ミャンマーでのサイクロン被害が発生をし、軍事政権の発表では、死者の数が7万人を超え、不明者も5万人を超えと言われております。軍事政権下での避難勧告や指示の確かな情報提供がなかったという報道は、国民の安全を守る国家の義務としてのあり方に疑問を挟まざるを得ません。各国の支援の申し出も当初は断るなど、国民不在の政治が問題となりまして、改めて民主化の必要性を痛感をいたしておるところであります。

時を同じくして、台風2号や第4号が5月中旬に、第5号が今月上旬に関東地方南方海上をかすめるように北上いたしました。そしてまた、今このたびの、岩手・宮城内陸地震であります。これほどの自然災害が発生する中で、いつ襲ってくるかわからない災害に対して、その未然防止対策をはじめ、危機管理に十分注意をしていかなければいけないと感じているところであります。

続きまして、3月定例会以降の行政報告を数点行います。

厚生労働省の2005年の平均寿命の発表があり、2000年に続いて、本町女性の87.4歳は、県下一で、全国でも第21位に位置をしました。2000年の第6位に比べると若干順位は下がりましたが、全国約1,800の自治体の上位にあることは事実であります。男性も、防府市ともども県下1位であることも含めて、その背景には、活発な生涯学習の活動や生活改善の取り組み、先進的な保健、介護予防の活動など、総合的な要因があると思われまいます。いずれにいたしましても、長寿の町平生町ということで、朗報と言えるのではないかと思います。

長寿といえば、今、後期高齢者医療制度が揺れております。名称につきましても、後期高齢者という言葉が不適切だと言われて、通称「長寿医療制度」に改められました。平成18年6月に健康保険法が一部改正され、この4月1日から後期高齢者医療が始まることと決定したものであります。しかしながら、その詳細が示されるまでに多くの時間を要したことから、対象者への周知時間が少なかったことなどによりまして、国民の反発を買い、さらに4月から、年金からの保険料の天引きはさらにそれに追い打ちをかけるものとなりました。高齢者にとりましては、負担

が重くのしかかったものと思われます。この天引きで、かなりの市区町村で徴収金額を間違ったり、保険料の免除者から誤って徴収したミスが発生していると報道されておるところであります。

本町においては、特に、ミスらしいミスもなく推移をしておりますが、これまで、できる限りの情報提供には努めてまいりましたが、結論的に、国からの詳細部分の提供が遅れたことなどから、十分に認識していただいた制度発足ではなかったと総括をいたしております。

被保険者証の送付にあっても、配達記録でお送りをいたしました。2,064人中20人が返送されたものの、現在では、すべて完了しておりますし、4月以降、制度に対する問い合わせや苦情は約60件に及び、新しい制度の浸透には時間がかかるものと実感いたしました。

今後、7月に発送する普通徴収の保険料納付書については、万全を期していきたいと考えております。そしてまた、このたび、政府与党はこの制度の修正案を正式に決めました。昨年秋には、参議院選挙での与党敗北を受けて制度の一部見直しが行われましたが、再び制度の実施後2カ月余りで見直されることになりました。制度の根幹は維持しながら、保険料負担の軽減措置など、一連の運用改善策が示されております。法改正ではなく、政省令での対応となるようでございますが、またまた地方は国の方針に、施策に振り回されることとなります。

地方自治体の立場から、この制度の改善や円滑な運営はもちろん、年金、医療、介護など、国民に安心感を与えるしっかりした高齢社会の制度設計を政治の責任において示してほしいと願っております。

次に、恒例の行政協力員会議も先月中旬に5会場で行いました。議員さんの方々の御出席もいただきまして、地域での意見交換など、協働のまちづくりの原点である自治会との関係強化に向けて、一定の成果を上げることはできたと思っておりますが、全部で144自治会中、会長の輪番制で行われておるところが7割を超える実態は、依然として解消されておりません。自治会活動の継続化や定着という面では、まだまだ難しいのかなというのが実感であります。とはいえながらも、自主防災組織の自治会での組織率は67%に伸びてまいりました。住民意識が着実に進んでいると考えております。

また、春の行政協力員会議においては、制度などの説明を含めて、情報提供すべき項目が多いことから、限られた時間の中、なかなか活発に意見交換というわけにはいかない会場もありました。今後も情報の提供を図りながら共有意識を持って望んでいきたいと考えております。

町の活性化に関連して、2点報告をしておきます。

まず、阿多田島地区の開発事業について申し上げます。

半世紀以上に及ぶ平生町の積年の懸案事項であります阿多田島地区開発事業につきましては、町長就任以来、最重要課題として取り組んでまいりました。

そして、特に、平成14年3月には、住民の悲願とも言うべき国有地の一部購入が実現をいた

しまして、旧地権者、議会、住民の皆様をはじめ、この取り組みに長年携われました先輩諸氏や関係機関の皆様の御尽力に対し、町長として誠に感慨深いものがあります。

その後、当地区の活用による地域の活性化を真に願って取り組んできたところでありますが、経済環境の激変によりまして計画に沿った開発がなかなかはかどらない状況が続いてまいりました。こうした中で、国の改革に伴いまして、未利用国有地の管理処分について、今年の3月末を期限に国の方針が示されたことは、これまでも御報告申し上げてきたところであります。

本町といたしましても、現実の問題として、町の現在の厳しい財政状況の中、当開発計画に要する資金計画の実現性は大変困難な状況であることから、現状を踏まえ、阿多田島地区開発計画の見直しと今後の方向性につきまして、引き続き検討を重ね、できるだけ早い時期に判断をしていきたいと考えておりますが、現在、この用地の一部に企業進出の要望を受けていることもあり、県の支援もいただきながら、企業立地の可能性も追求してまいりたいと考えております。

次に、風力発電についてであります。

先月9日に風力発電建設の起工式が建設予定地で行われました。これは、既に大星山で1基稼働している風力発電に続き、新たに6基の風力発電が平生風力開発株式会社によりまして、大星山周辺の室津半島スカイライン沿いに建設されるものであります。

本町としても、現在の地球温暖化防止対策や環境対策の取り組みをはじめ、税収面、観光面などから大きな期待をいたしているところであります。

スケジュールといたしましては、この6月から風車の運搬と組み立てが行われ、その後、試運転等を行い、来年の4月には運転開始となる予定であります。

続いて、安全、安心の確保という点について、3点報告をいたします。

4月10日に郡内3町が暴力団員の町営住宅使用を制限するための協定を平生署と締結いたしました。3月定例会で暴力団員を制限できるよう、条例を改正したのですが、この協定により、入居希望者を署に照会できる仕組みが構築でき、事前に危険回避することができるものであります。協定締結の席上、郡内3町が一致結束して地域の安全安心の確保に努めていきたいとあいさつをしておきました。

次に、来年から始まる裁判員制度について、まだまだ周知が不足しているように思われてなりません。職員については、地方検察庁岩国支部から講師を招いて研修は既に行っておりますけれど、なかなか司法の判断をすることは容易なことではありません。あの光市母子殺人事件や長崎市長射殺事件など、死刑判決は賛否両論ある中で、悪いことを起こせば、厳罰がそこにあるという社会通念を植えつける意味でも、インパクトのある裁判事例となったものと思われます。とは言いながらも、本当に国民が積極的にこの裁判員制度を受け入れることができるかどうか、不安もあります。あと1年を切ったわけでありますから、後期高齢者医療制度の周知同様、国は責任

を持ってPRに努めてもらいたいと考えております。

3点目として、休日診療所について報告をしておきます。

熊南地域休日診療施設組合は、御承認いただきましたとおり3月31日限りで解散をし、財産、歳計現金等の分配、土地の登記などの完了をいたしております。解散に伴う決算につきましては、構成町の議会の議決を得ることとなっておりますので、決算審査を受けまして、今後の町議会で認定をいただく運びとなります。建物につきましては、老朽化しておりますので、いずれは解体することとなりますが、それまでの間は、地域福祉等の活性化のために活用できないか検討しております。

なお、柳井地域の休日夜間応急診療所の3月までの利用状況につきましては、平日の夜間では332人、1日当たり4人、休日の昼間では1,191人、1日当たり45人の患者さんがありまして、順調に推移をいたしております。

続きまして、心温まる寄附の話題を2つお知らせを申し上げます。

一つは、社団法人光・熊毛郡法人会から、法人化20周年を記念をして式典を開催されまして、その席上、1市3町に車いすを寄贈されました。本町も10台の寄贈を受け、町社会福祉協議会とともに、連携をとりながら有効活用を図っていきたいと考えています。同法人会は、今後も会の活動を一層充実させ、地域社会に貢献していきたいと考えておられ、管内の小中学校を対象にした租税教育活動なども行っていらっしゃるようです。

もう一点、国際ソロプチミスト柳井からAED5台の寄贈は、既にお知らせを申し上げましたとおりであります。創立20周年記念事業の一つとして、各保育園等に絵本の寄贈もありました。活字離れが進む現代社会を憂い、少しでも幼児のころから本に触れてもらいたいという思いで、これまでのカプトガニの保護活動に続き、組織の創立趣旨に基づいた活動を活発化させておられます。5月27日に行われた式典の席上、感謝状を授与し、活動に対して謝意をあらわしておきました。

行政運営について、2点申し上げます。

公平公正という観点から、4月21日には、併任徴収制度による県職員の本町職員への辞令交付を行いました。県下のトップを切ったことではありましたが、徴収対策室設置にあわせ、環境が整っていたことでもあります。併任職員の言葉を借りれば、本町職員の意識は高いとの評価もいただいているところであり、今後とも職員が業務をこなしていく中で、その環境をさらに整えていきたいと考えているところであります。また、この制度が滞納を引き起こす抑止力となることを期待をいたしておりますとともに、不公平感のないような、受益者のための税負担を求めていく決意であります。

また、隣接自治体等において、職員の不祥事が発覚をし、懲戒免職という報道もされておしま

す。あってはならないことが起きる、これが現在の世の中かもしれませんが、決して許されるものではありません。行為そのものは地域住民の福祉への思いを踏みにじるものであり、他山の石として襟を正さなければならないと痛感したものであります。早速、本町におきましても、各種団体の会計のあり方等に関し、適正管理すべく再考を指示したところであります。

行政報告の最後として、広域行政について触れておきます。

消防本部の広域化につきまして、どうやら県下4本部に落ち着いて、平成24年を目途に統合が進められるようであります。これから主管課長会議をはじめ、協議が始まってまいりますので、その都度、御報告をさせていただきます。

郡内3町の結束につきましても、先月、町長、副町長会議を開催をし、情報交換の場を持ったところであります。今後も、定期的に会合を重ねながら進めていこうということで了解をしているところでございます。

次に、柳井地区広域事務組合について申し上げます。

この組合は、平成4年9月に、「ふるさと市町村圏」の選定を受け、同年11月に、一部事務組合として設立をされました。組合設立以来、ふるさと市町村圏基金の果実を活用して、主たる事業であります視聴覚ライブラリー推進事業、広域観光宣伝事業及び広域圏職員研修事業を実施してまいりましたが、既に、所期の目的を達した事業もあります。さらに、一部事務組合としても、行財政運営のスリム化、効率化が求められているところであります。

今後におきましては、事務事業の効率的な共同処理に主眼を置き、一部事務組合を解散をして、協議会への移行手続を進めてまいりたいと考えており、組合解散時期は、平成21年3月末を目標としております。

以上で、とりとめのないものとなりましたが、行政報告を終わらせていただきます。

いよいよオリンピックイヤーの中、北京オリンピックが間近に迫ってまいりました。8月8日、午後8時8分開会式という、いかにも中国らしい演出だと思いましたが、四川大地震の発生は、何と皮肉にも開会式の88日前ということでありました。その影響で、開会後の競技運営においても、少なからず環境問題とともに懸念されるところであります。スポーツの祭典にふさわしい、世界が感動する大会に盛り上げてほしいと念願をいたしております。

終わりに、平成19年度の各会計の出納閉鎖を5月末で終えておりますので、その概要を簡単に御報告申し上げます。

まず、一般会計であります。歳入総額47億7,882万4,696円、歳出総額46億8,052万623円、差し引き9,830万4,073円となりまして、先に報告いたしております繰越明許費を控除いたしました9,812万6,073円が実質の差引額になります。昨年に比較をしますと、実質1,250万2,296円の減少となっております。

次に、特別会計であります。8つの特別会計の総額を申し上げます。歳入総額50億4,913万5,097円、歳出総額49億4,464万9,948円、差し引き1億448万5,149円となります。

しかしながら、老人医療事業特別会計において、支払基金や国の支出が制限されたことに伴う、町支出金の超過負担が2,080万円余りありますので、実質的には、歳入歳出差し引きが1億1,880万円余りとなり、18年度並みの状況となっております。

以上、平成19年度の一般会計ほか8つの特別会計の収支状況の概要を申し上げます。

それでは、本日御提案いたしました事件3件、承認2件の議案につきまして、順を追って説明をさせていただきます。

まず、議案第1号あらたに生じた土地の確認について、及び議案第2号字の区域の変更について、一括して御説明申し上げます。

本件に関しましては、平成13年12月議会におきまして、山口県知事より諮問のありました公有水面埋立ての免許に関する意見を述べることについて、御議決を賜っております。位置については、添付しております図面のとおりでございます。

このたび、尾国地区の県道光上関線地先公有水面の埋立てが竣工認可されましたので、あらたに生じた土地の確認にあわせ、当該土地を本町の区域に編入するものであります。

この工事は、山口県が単独道路改良事業により、平生町大字尾国字脇216から同字219の1までを整備したもので、あらたに生じた土地の面積は78.15平方メートルであります。

以上、議案第1号は、地方自治法第9条の5第1項の規定に基づき、本町の区域内に、あらたに生じた土地の確認をするものであり、また、議案第2号は、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、公有水面を平生町大字尾国字脇の区域に編入するものでございます。

次に、議案第3号町道路線の廃止及び認定について御説明申し上げます。

町道八海線は、国道188号線バイパスの供用開始に伴い、西浜交差点から旧八海橋の中央、田布施町との境界までの間を昭和59年3月から町道として維持管理を行っているものでございます。

このたび、田布施川周防高潮対策事業に伴う田布施川の護岸改修工事で、旧八海橋の田布施側を撤去したことにより、橋梁自体の機能が失われたため、路線の終点を変更するものであります。この終点を変更することにより、当該路線の目的、性格も変わることから、路線の変更手続によらず、一たん路線を廃止をし、再度認定するという手続を行うものであります。

続きまして、承認第1号平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認について御説明申し上げます。

本条例は、後期高齢者医療制度の創設に伴い、後期高齢者医療制度に移行した被用者保険の被

扶養者であった者が国民健康保険被保険者となり、新たな保険税負担をすることになった者への保険税の軽減措置を定めたもので、緊急に執行を要するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、本町の国民健康保険税条例の一部改正を4月1日付で専決処分させていただいたものでありまして、同条第3項の規定によりまして、本定例会に御提案するものであります。

後期高齢者医療制度では、こういった被用者保険の被扶養者に、新たに保険料負担が発生することに対する激変緩和措置がとられており、国民健康保険においても類似の措置を講ずることとして、国から市町村条例においてその取り扱いを定めるよう通知がされていたところであります。

国からその取り扱いについての詳細や決定が示された時期が3月末であったため、4月の国保資格異動者から適用する必要があることから、4月1日をもって専決処分とさせていただいたものであります。

内容については、65歳以上の被用者保険の被扶養者であった者について2年間、所得割、資産割は賦課しない、均等割額は半額、当該被扶養者であった者のみで構成される世帯については、平等割額を半額とするものであります。

次に、承認第2号平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分手項の承認について御説明を申し上げます。

本条例は、平成20年4月30日、地方税法等の一部を改正する法律が公布され、公布の日から施行されることに伴い、緊急に執行を要するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、本町の町税賦課徴収条例の一部改正を4月30日付で専決処分させていただいたものでありまして、同条第3項の規定により、本定例会に御提案いたすものであります。

このたびの地方税制の改正は、現下の経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築に向けた改革の一環として、地方税の一部改正が行われたものでありまして、これに伴い、平生町税賦課徴収条例の規定を整備するものでありまして、主な改正点について説明させていただきます。

個人住民税につきましては、個人住民税における寄附金税制が拡充されるものでありまして、寄附金控除の上限を引き上げるとともに、適用下限額が引き下げられるものであります。また、上場株式等の譲渡益、配当に係る軽減税率は平成20年度末で廃止されるものであります。

固定資産税につきましては、新築住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限が2年延長されること、及び長期優良住宅に係る特例措置が創設されるものであります。また、省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置が創設されるものであります。

公益法人制度改革につきましては、法人住民税法人割について、法人税と同様の取り扱いとなるものであります。また、固定資産税については、公益社団・財団法人が設置する一定の施設に

ついて、非課税措置が講じられるものであります。

また、今回の改正により、個人住民税における公的年金からの特別徴収制度が導入されることになり、平成21年10月以降支給される公的年金から特別徴収されることになるものであります。

以上が、今回の改正の主なものであります。

なお、施行期日は平成20年4月30日ではありますが、施行期日の異なるものもありますので、附則に施行期日が定めてございます。

続きまして、報告第1号及び第2号について、簡単に申し上げます。

報告第1号は、佐賀漁港海岸保全施設整備事業と小規模急傾斜地崩壊対策事業に係る平成19年度平生町一般会計繰越明許費でございます。地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきまして御報告申し上げるものであります。

次に、報告第2号平成19年度平生町土地開発公社の経営状況の報告につきましてでございます。去る5月29日、平生町土地開発公社理事会におきまして、承認を得ましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づきまして御報告を申し上げます。

以上で、本日提案申し上げました議案の説明と報告を終わらせていただきますが、説明不足の点もあろうかと思っておりますので、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答えをいたしたいと存じますので、よろしく御審議をいただき、御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（田中 稔君） これをもって行政報告並びに提案理由の説明を終わります。

日程第12．一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

議長（田中 稔君） 日程第12、一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑を行います。

まず、一般質問を行います。

質問の通告順により、順次発言を許します。淵上正博議員。

議員（5番 淵上 正博君） では、通告書に従って質問をさせていただきます。

まず初めの質問は、上関原発建設についてでございます。

この質問は、1年ぶりとなります。昨年の6月に質問をさせていただきましたが、それからこの1年間を見てもみると、大きな地震と、それに伴う活断層の問題だと思えます。

まず、地震については、昨年の7月16日に発生をした震度6強の揺れを観測をした中越沖地震です。東京電力は、この地震の影響で柏崎刈羽原発では、50件を超えるトラブル、このトラブルが発生をしたと発表をしております。また、同原発7号機からは、微量ではありますが、通常では出ない種類の放射性ヨウ素などが大気に放出されたことが確認をされております。また、

6号機では、微量の放射性物質を含んだ使用済み核燃料プールの水があふれ、施設内の排水口を通じて海に流れ出ていたことも確認をされております。今回の地震は、これまで国内の原発で観測をした中で、最大の揺れを観測をしております。これは、過去には、例のない、想定外の事態だと言っておりますが、私は、想定内の地震では事故は起こらないと思います。地震が原因で原発が破壊され、放射能が外に飛び散れば、その被害ははかり知れないと思います。この事故そのものは、今まさに建設されようとしている上関原発にそっくり当てはまるのではないのでしょうか。

もう一点は、活断層の問題です。各電力会社は、原発の新耐震指針に基づき、既存の原発の耐震安全性を再評価した中間報告を経済産業省原子力安全・保安院に提出をしております。中国電力では、島根原発の活断層の長さを10キロから22キロと2倍超に見直しをしております。

議長(田中 稔君) 傍聴人に申し上げます。渕上議員ちょっと待ってください。傍聴人、静粛に願います。はい、失礼しました。

議員(5番 渕上 正博君) いいですか。中国電力では、島根原発の活断層の長さを10キロから22キロと2倍超に見直しています。その結果、基準地震動は、1、2号機で最大の398ガルから600ガルに、約1.5倍に引き上げられました。しかし、東京電力の柏崎刈羽原発では、建設時の想定に比べ、5倍の揺れを想定する必要があるという内容の報告書を、経済産業省の原子力安全・保安院に提出をしているところです。これを見ますと、原発を建設したころは、地震の揺れを過小評価していた。言い換えれば、住民の命と生活の安全性を甘く見ていたということにほかならないと思います。ここに朝日新聞が報道した原子力安全・保安院幹部が述べた言葉があります。ちょっと御紹介をさせていただきます。

それは、中越沖地震の揺れをほかの原発にそのまま一律に当てはめれば、原発を建てることができなくなる。だが、中越沖地震の知見も無視できない、どう反映させていくかは、今後の課題だと、苦しい胸の内を明かしております。

このような地震による事故、耐震設計の甘さ、保安院幹部の発言を見ると、国策とはいえ、地震大国である日本で、余りにも耐震設計を甘く見過ぎている、これでは到底住民の安全は守れない、上関に原発を建設をするということは、平生町民の安全は守れないということになると、こう思いますが、町長の御見解をお願いいたします。

議長(田中 稔君) 山田町長。

町長(山田 健一君) 原発に関連をして地震と耐震設計の問題で、安全性は確保できるのかと、こういう御趣旨の質問だったと思います。

御指摘のように、去年の7月の中越沖地震で柏崎刈羽原発の問題が大きく取り上げられて、いろいろな不安感、不信感が払拭できない状況にあるというふうに報道されてきたわけでございますけれども、いろいろなトラブルが発生したことも事実でございます。こうした原発と地震との

関係につきましては、その耐震設計基準について、これは平成18年の9月に耐震の設計審査指針、耐震設計審査指針が改定をされております。これによりますと、改定前は、マグニチュード6.5が全国的な基準震度とされておりましたが、改定後は、地域ごとに地質、断層、過去の地震から予測したものを基準地震動として、その基準値に耐えられる設計をすることということが、この審査指針で改定をされたところであります。

それを受けて、原子力委員会、先ほどありましたけれども、原子力安全委員会においては、その指針を所管をしているわけですが、この中越沖地震の影響について、いろいろ関心が寄せられておるけれども、耐震安全に関しては、予断を持たず、科学的知見や事実に基づき判断をすることが重要であり、現在、各電力会社で実施をしておる耐震指針による耐震安全の評価、検討を踏まえて、これから判断をしていきたいということを述べておられるわけであります。

中国電力におきましても、この新潟の中越沖地震発生翌月には、現在実施中の詳細調査で得られたデータをもとに、平成18年9月、今申し上げましたけれども、この改定をされた発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針に従って耐震設計を、まずは、1つは行うこと。そして、2つ目には、今後、今回の地震に関する調査分析がなされて、新たな、先ほどもありましたように、新たな知見が得られれば設計に反映をさせて、安全性の高い発電所の建設に努めるといふふうに、今中国電力においては表明をされているところであります。

こういう流れといえますか、そういう状況の中で、今現在、御承知のように詳細調査が行われておるわけでありまして、まだ具体的に基準地震動は出ておりませんが、先ほどありましたように、マグニチュード6.5、それまでがそうだったわけですが、これからそれ以上になることは確実だといふふうに受けとめております。

さらに、手続的には、これから、こうした中電の審査を、設計を踏まえて、国に原子炉設置申請ということに出されれば、国において安全審査が行われるということになっていくわけで、県においても、もう既に、知事意見書でも出されておりますように、6分野21項目について、ほとんどが安全性の確保について触れられているわけでありまして、そこら辺の県の、またその段階で県においてもチェックが行われていくといふふうに思っているわけであります。本町におきましても、そういった意味から県とも十分連携をとりながら、中国電力の対応を注視をしていきたいといふふうに思っております。

あわせて、この大変大事なこういう施設でありますだけに、安全面においても万全な体制が構築をされていくように、必要に応じて意見を言うべきはしっかり言っていくと、こういう姿勢で適切に対応していきたいといふふうに考えておるところであります。

議長（田中 稔君） 淵上正博議員。

議員（5番 淵上 正博君） では、再質問をさせていただきます。

先ほど町長もおっしゃいましたが、一昨日、6月14日には、東北地方で強い地震が、震度6強という地震を観測をしております。この地震で、原子力安全・保安院は、地震発生による原発の安全上の問題はないと発表をしておりますが、東電によると、福島第2原発2、4号機の使用済み核燃料プールから約13リットルの水があふれ、微量の放射能が含まれていた。さらに、使用済みの廃棄物を保管する建屋内のプールからは、微量の放射能を含む約16リットルの水が漏れたと、いずれも外部への影響はないとしていますが、放射能を含む水がプールの外に出た、こういうことは、これは完全に事実でございます。

先ほども申し上げましたが、柏崎刈羽原発では、耐震設計の前提となる直下の基準地震動を、現行の約5倍の最大2,280ガルとする報告書を国に提出をしております。万が一にも、放射能漏れ事故を起こしてはならない原発の建物や機器の耐震性は、想定外の揺れに耐えられるように耐震設計をすべきですが、国内の他の原発は3月までの基準地震動の見直しで、すべての値を上方修正してはおりますが、それでも、最大は浜岡原発の800ガルです。

中国電力島根原発では、600ガルとなっておりますが、地震に直撃された原発では、高い値を出し、ほかの原発では450ガルから800ガルとなっており、耐震設計の甘さが、ここに数値となってあらわれてきているのではないかと、私は思います。この点について、町長の御見解はどのようになっているか、再度お伺いをいたします。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） あの中越沖地震での原発への影響、それから、今回の地震による影響、それぞれ現実に地震が発生をして、それに伴ういろいろな出来事については、先ほども申し上げましたが、各電力会社において、こうした状況を十分踏まえて、新しい耐震設計を発表され、現実に、こういう事件を踏まえた、これから対策がとられていくものというふうに受けとめておまして、それを、それぞれの、先ほども言いましたように、電力会社において、こうした取り入れていくべき知見があれば、それはしっかり取り入れていくという方向で、これからまとめていかれるということでありまして、その設置基準については、これからまた国の安全審査というのが手続として行われていくわけでありまして、その段階で、地震との関係というのは、当然、大きな評価をしていくポイントになると思いますので、これは、しっかり県も御承知のように、既に、国に対して要望しておるわけでありまして、この辺の点検、チェックはしっかりやっていくという立場で連携をとって、我々もその安全審査が、どういう形でこれから行われていくのか、大きな関心を持って見守っていきたいというふうに思っております。

議長（田中 稔君） 淵上正博議員。

議員（5番 淵上 正博君） 先ほどもちょっと朝日新聞の報道をちょっと紹介をいたしました。中越沖地震の揺れを他の原発にそのまま一律に当てはめれば、原発は建てられない、という

ことは、それだけお金がかかって原発は建てられないということなんですよね。その辺を考えると、やっぱり、さっきも町長が言われましたが、意見を言うべきは、県にも言うし、中国電力にも言うし、それなりの耐震設計をし直すように、ぜひ町長の方からお願いをしたいと思います。

ということで、次の質問に移らせていただきます。

次は、鳥獣による農産物被害の防止についてでございます。

最近、当町においても、イノシシ、タヌキ、このような鳥獣による農産物への被害が、山間部を中心に深刻化しつつあります。政府は、鳥獣被害が拡大をしていることから、鳥獣被害の防止施策の実施を総合的、効果的に進める目的として、鳥獣による農林水産業等にかかわる被害の防止のための特別措置に関する法律案を提出をいたしました。そして、可決成立をしております。

この法律の中に、市町村による被害防止計画の作成を上げております。これは、市町村は、基本指針に即して、単独、または共同して被害防止計画を定めることができるとしてあります。また、鳥獣の捕獲の許可権限の移譲として、被害防止計画を定めた市町村は、都道府県にかわってみずから農林水産業などにかかわる被害の防止のための鳥獣の捕獲の許可権限を行使することができる制度を設けることとしてあります。

まず初めに、当町では、どのような計画を立てられたかお聞きをしたいと思います。また、具体的な被害防止施策があればお伺いをしておきたいと思っております。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 鳥獣による農作物被害の防止について、どのような計画を立て、どのように鳥獣対策をやっておるかということでございます。

御指摘のように、かなりイノシシ、タヌキ、カラス、こういったところで、特にイノシシはここ数年だんだん被害の額も面積も広がってきておまして、平成19年で見ますと、被害金額が約110万円というふうに出ております。タヌキもそうですね、イチゴとか、スイカ等々、ミカンも含めてそうですが、タヌキ、それから、すずめ、カラス、こういったところだと思います。特にイノシシが一番被害が大きいようでございますけれども、本町としては、今日まで大体被害情報に基づきまして、捕獲作業に当たる捕獲中心の被害対策ということで進めてまいりました。ただ、捕獲をするだけでは、なかなかその被害の軽減につながらないということで、今年度から、有害獣の防除の防護さく、防除さく等設置事業ということで、今年度から、この事業をスタートさせて、防護さく等を設置をする場合に、その対策に係る費用の一部を助成をしようということで、この取り組みを、今進めさせていただいておるところであります。

折しも、今御指摘がありましたように、国においても、鳥獣被害防止特別措置法が、この2月に施行されることになりまして、御指摘のように、それぞれこの法に基づいて、市町村がいわゆる被害防止計画を策定をするということになってくるわけでございます。

したがって、計画はまだ今からこの策定をしていきたいと考えておりますが、既にそういう形で、この事業についても、町としては取り組みをさせていただいて、捕獲と同時に、防護さく、両方の対策をとっていきながら、この被害防止対策を進めていきたいというふうに考えておりますし、この特に、捕獲をしていく、今捕獲隊といいますが、捕獲隊員がおられるわけですが、これらの、また育成ということも後継者の育成というのも、ひとつ大きな課題に今なっておりますし、当然、周辺の市町との連携をこれからもやっていきたいと、いろいろな情報収集を含めてしっかり連携をしていって、できるだけこういったことによって荒廃地をつくることのないように、また、そういった集落の環境整備に向けても努力をしていきたいというふうに考えているところであります。

議長（田中 稔君） ここで暫時休憩いたしたいと思います。午前10時10分から再開いたします。

午前9時58分休憩

.....
午前10時10分再開

議長（田中 稔君） 再開します。

淵上正博議員。

議員（5番 淵上 正博君） では、再質問させていただきます。

今、私が危惧をしているのは、農家の担い手が少なくなっており、町内の農地の荒廃が進んでいる、これが現状ではないかと思えます。この現状の上に、鳥獣による農産物の被害が出るということになれば、山間部においては、ますます荒廃が進む、これはだれの目にも明らかではないかと思えます。また、国の農業政策においても、農産物の自給率が39%という中で、減反政策の見直しにも触れているところです。政策の方向性として、農地、水田の有効活用が必要になってくる、世界的な農業危機への対応という視点からも必要ではないかと、こういうふうに述べる時期というか、ちょうど現状にもなってきております。このような観点から見ると、当町の農業、いや農地の荒廃をこれ以上進めてはならないと思えます。当町としても、先ほど申しました計画を早急に立てられて、農地の荒廃をここでストップするように努力をしていただきたい、このように要望して質問を終わります。

.....
議長（田中 稔君） それでは、次に、細田留美子議員。

議員（6番 細田留美子さん） それでは、通告に従い、情報教育について、まず質問をいたします。

インターネットという通信手段が広く一般に使われるようになったのは1990年代の半ばか

らのことです。当時は、文章の閲覧や電子メールの交換といった文字情報のやり取りでした。しかし、その後、パソコンや通信回線の性能が飛躍的に向上し、現在では音声や動画といった容量の大きなデータも普通に扱えるようになりました。また1999年には、携帯からでもインターネットにアクセスできるようになりました。この情報化社会に対応するため、政府が2001年に発表したe-Japan重点計画に基づき、2005年度までにはほとんどの小中学校でコンピューターを活用できる環境が整備されました。ハード面の準備は整いましたが、授業への活用やリテラシー教育のカリキュラムについては、指導要領で定められておらず、各教育委員会や学校などで内容に違いがあると聞いております。

そこで、まず1点目に、平生町では小中学校でどのようなインターネット教育をされているのか、現状をお尋ねいたします。

2点目は、児童生徒の携帯電話の使用状況と学校の対応についてお尋ねいたします。

つい先日も、東京の秋葉原で信じられない事件が起こり、携帯サイトで予告していたことが話題となりました。こういった携帯絡みの事件が次々に起きております。子どもの安全を守るために持たせた携帯が、逆に危険を引き寄せる道具となっているのです。そういった反省から、小中学生には携帯を持たせることを制限しようという動きもあります。適切な使い方ということで、先日も町長室の窓にもノー携帯デーを提案されていまして、平生小学校のPTA新聞にも、子どもを守ろうという記事がありました。

この中に、携帯、パソコンの問題と対策というのがあり、対策にメールアドレスの管理など、ルールを決めてから持たせる、自分で責任を持てるようになるまで使わせない、フィルタリングサービスを利用するというものでした。小学生の3割、中学生の7割が携帯を持っているとのデータもあります。町内の子どもたちの状況はいかがでしょうか。

また、学校裏サイトのことも心配です。文部科学省が学校裏サイトの実態調査を4月に発表しています。それによりますと、集計がまとまった39都道府県で、この1月から3月の3カ月間で確認できた裏サイトは3万8,000件でした。その内容には、特定の子どもを中傷する攻撃的な言葉を含む誹謗中傷の言葉が50%あったということです。この調査を受けて、文科省はいじめなど誘発しているとされながら、全くわからなかった実態が見えてきた、今後の対策に生かしたいとしています。

インターネットは便利な反面、子どもたちが匿名性を利用した悪用にさらされたり、知らずに有害サイトにアクセスしてしまったり、ウイルスや迷惑メールに悩まされたりしています。また、被害者にも、加害者にも簡単になってしまうという特性がインターネットの中にはございます。子どもたちを被害者にも加害者にもしないためには、まず子どもを取り巻く現状を直視し、対策を立てることだと考えます。

以上、インターネット教育の現状と携帯の使用状況と学校の対応、学校裏サイトについてお尋ねいたします。

議長（田中 稔君） 合頭教育長。

教育長（合頭 興亞君） 細田議員から学校の情報教育について、いろいろ数点お尋ねでございます。

まず、情報教育という面で、学習指導要領には、小学校でございますが、各教科の指導に当たっては、児童がコンピューターや情報通信ネットワークなどの情報手段になれ親しみ、コンピューターで文字を入力するなどの基本的な操作や情報モラルを身につけ適切に活用できるようにするための学習活動を充実すると、これが小学校の大きなねらいでございます。

それから、中学校では、具体的には2年生の技術、「わざ」の方でございますが、技術で情報教育を行っております。例えば、ワード、エクセルの使い方を身につけるとか、そういうのがございます。

そういうことで、小学校の方では、今度はインターネットを利用した調べ学習とか、それから、インターネットを利用するときの注意等とか、それから、もう一つは、先ほどから議員さん言われておりますモラルの問題、不正な情報もあるということをよく知るとか、そういうふうな意味で、正しくそれらを理解する態度を養う。

それから、中学校では、当然ながら、先ほど言われているマイナスの部分でございますが、便利さだけでなく、情報モラル、著作権あるいはインターネットを使った犯罪など、いわゆる光と影の部分について指導しております。それが学習指導要領の主な大きなねらいでございます。

そういうことで、先ほどからインターネットと申しますか、あるいは携帯電話と申しますか、そういう面で光と影の部分ということですが、特に、今や光の部分に目を背けては生きられない、社会に出ましても、当然ながらそういうような情報機器を使ったいろいろなものを活用することが求められております。それだけに、影の部分をしっかり今から指導していかなければいけないというふうに考えます。

それで、具体的に使用状況ということで御質問でございましたので、ちょっとこの間からデータをとっておりますが、まず、順序はちょっと逆になるかもしれませんが、中学生で携帯電話を持っている生徒、大体平均30%、32%、中3ぐらいになりますと、もう40%、それから、高校になりますと100%近い98%の子どもたちが携帯電話を持っております。

それから、小学生でございますが、これは平生小学校の例を見ますと5年生で10%、100人ぐらいおりますので10人ぐらいは持っている、10何人は自分用の携帯電話を持っているということでございます。6年生になりますと、これが一気に上がりまして二十四、五%という状態が出ております。

それから、御質問にあったかどうかわかりませんが、パソコンなんですけれども、コンピューター、中学校のまずパソコンを備えている御家庭は大体80%の御家庭で備えておられます。まだ自分専用のパソコンがある子どもは、10%弱という形でございます。それから、小学校でもそういうふうにもう家庭の方では80%のパソコンを、小学校の子どもたちの御家庭も持っておられます。そういうふうに非常に今や多くの御家庭、あるいは子どもたちで携帯電話、あるいはパソコンを備えておられます。

それから、いろいろと学校の方のそういう面の制限とか指導でございますが、先ほど申しましたように、指導要領における情報教育の、どういいますか、光と影と言う言葉で申せば影の部分においては、常日ごろから子どもたちにそういう指導をしております。保護者におきまして、PTA総会あるいは学年懇談会、そういうもので、あるいは広報、学校の広報などで、パソコンのインターネット利用あるいは携帯電話による被害等々を報道し、結局、そういうふうなことで御家庭にも協力を呼びかけてやっております。

それから、裏サイトの件が出ましたけれども、昨年度、中学校の方で裏サイトといいますが、それから携帯電話の被害といいますが、そういうものが、被害報告が昨年度2件ありました。これは、個人が開設している携帯電話掲示板等に、悪口等を書かれたとか、結局これはどういう形で、問題は解決したわけなんですけれども、そういうふうな事件がございました。

実際には、学校の方で、学校裏サイト、先ほど3万8,000サイトあるとおっしゃいましたけれども、今のところ、平生町内では、そういうような裏サイトを探してみたんですけれども、なかなかこれは見つかりにくいというような案件が出ております。

今、平生警察署の方も、携帯電話のフィルタリングという、フィルタリングソフト講習、これは学校でも実施いたしました。そういうことで、特に、子どもたちがそういう面の被害にも遭わないようにという形で随時進めております。今後ますますそういう被害あるいは加害、両方を含めて、正しいそういう情報機器を使った使用方法等を、一層重視して、注視してまいりたいと、こういう所存でございます。

以上でございます。

議長（田中 稔君） 細田留美子議員。

議員（6番 細田留美子さん） ありがとうございます。携帯は中学校で32%、高校では98%、小学校で、5年生で10%、6年生で24.5%、思ったほどには、平生町内では、小中学生は、所持している子が少ないので、ちょっと安心したんですけれど、でもパソコンが80%家庭に普及しているというのは、これはちょっと驚きで、携帯で事件に巻き込まれなくても、パソコンは子どもたちは結構どんどん使いますので、パソコンで事件に巻き込まれるということも、大いに今から考えていけないといけなことです。

そのあたりは、家庭でのルールづくり、パソコンをどこに置いておくかとか、いつどういうふうにする、目の届くところで使わせるとか、いろいろなルールづくりを今からしていられるといんじゃないかなとは思いますが、フィルタリングのソフトの話も今一生懸命国としてはそのあたりを中心にしようと、青少年がメディアを安心、安全に利用できる環境整備などを進めるために、子ども環境クリーンアップ推進協議会というのを県が設置していますけれど、そこでも、国と準じて、フィルタリングの普及を今年度の事業として上げています。このフィルタリングの利用なんですけれど、去年、県が、こども未来課が、中学校の2年生を対象にして調べているんですけど、そのときには、13%の保護者が利用しているということだったので、フィルタリングの話も少し13%じゃ心もとないんで、ちょっともう少し強力に進められるかなと、各携帯を売っている会社でもフィルタリングサービスというのを購入される際に、言わないといけないようになっているにもかかわらず、なかなかそこも守られていないと聞いておりますので、そういったフィルタリングに対するサービス、フィルタリングのソフトを利用するというお話も、もう少し親に浸透していけばと思っております。

あと、このインターネットでのいろいろな事件に巻き込まれるというのが、子どもたちは未熟な心といいますが、柔らかい心を持っておりますので、ついインターネットにとらわれてしまうというか、取り込まれてしまうというか、そういったものに依存してしまう危険性も今大いに言われています。これに対しては、教育も、そういったメディア教育も最たるものながら、居場所づくりが一番確実な方法、現実の中の居場所づくり、家庭にしる、地域にしる、学校にしる、バーチャルなものではなくて、現実社会に対する自分の居場所づくりが一番効果を発揮する、情報教育の中に、そういった現実をもっと大事にして、その中に、いろいろな体験学習を取り込むというのも一つの手だろうと思えます。

あと、学校によりまして、先進事例なんですけれど、中学生の生徒会を中心に、子どもたちに携帯の使い方というのを話し合ってもらって、学校に持って来ないとか、電源は切っておくとか、見せないとかというような取り組みをしている学校もあります。生徒自身に考えさせるというのも、その実地教育といいたいまいしょうか、一つのいい方法だと思います。そういったことも考えられたらどうかという思いはしております。

学校の裏サイトは、今ちょっと見つからないという話でしたけれど、結構裏サイトは、出たり入ったり、出たり入ったりといいますが、とらえにくいようです。それで、実際に、裏サイトが現実にあったのも知っていますが、ずっとそれがあつたのではなく、出たり消えたり、出たり消えたりするようなので、ネットパトロールしている地域もありますけれど、まだまだ平生町は子どもたちが純真と申しましようか、そういったことで、そういった被害が少ないというか、ないようですけれど、またこれからもそういったものが増えてくるかもしれませんので、そのあた

りのネットパトロールが無理なら、生徒に定期的にアンケートや聞き取り調査を行うなど考えられたらどうかと思います。

以上、生徒自身に取り組ませる試みとか、さっきの裏サイトのアンケートや聞き取り調査は考えられないか、ちょっとお伺いいたします。

議長（田中 稔君） 合頭教育長。

教育長（合頭 興亞君） 全く私もそのとおりだと思います。この間の秋葉原の事件も、結局、バーチャル的な世界の中で友達が、話す相手がいないというようなことで、ああいうふうな形の大きな事件になりましたけれども、結局、最終的には人と人とのつながりと、こういうふうな目と目で話す、出会って話すというようなことがやっぱりある面では一番それが基礎になるのではないかと思います。

今おっしゃいましたように、生徒自身に、あるいは定期的にそういうふうな研究会といいますが、そういうものをしっかりと持つ必要があるのではないかと、現在でも、特に中学校では、そういう機に依じて学期に1回は、必ずそういう大きな全体集会とかいうのがありますので、そういう機会を利用して、学校の方にもこういう被害に遭わないように、あるいは加害に加わらないようにというような面で学校とよく指導して、学校にも校長会あたりで報告しておきたいと思えます。

以上でございます。

議長（田中 稔君） 細田留美子議員。

議員（6番 細田留美子さん） インターネットが思春期の子どもに与える影響とその危険性から身を守る教育を、これからもしっかり取り組んでいただくことを要望して1つ目の質問は終了いたします。

それでは、2つ目の質問に入ります。介護保険制度についてですが、改正が2006年にされています。先ほど町長も話されましたけれど、平生町では男女とも県内トップの寿命といえますが、平均寿命が県内トップでございます。人生80年という長寿社会が到来し、特に、75歳以上の後期高齢者の人口が、これから平生町でももっと増えてまいります。それにつれて、介護度の重度化や認知症の増加が予想されます。第三次平生町総合計画を見ますと、2010年には、65歳以上の高齢者の占める割合は34.7%となっています。高齢化の進む日本の中でも、かなり早いスピードで平生町は高齢社会となっております。

お年寄りの介護を社会全体で支える仕組みとして2000年に介護保険制度ができたわけですが、2006年に大きな制度改正がされました。その改正の基本的な視点は、中重度者への支援強化、介護予防、リハビリテーションの推進、地域包括ケア、認知症のケアの確立、サービスの質の向上、医療と介護の機能分担、連携の明確化の5点でした。

まず、その制度改正によって、町内の介護状況に変化があったかどうかをお答えください。

次に、これからの見直しと対策についてお尋ねいたします。介護保険事業計画は3年を1期として立てられております。今年度は、4期の事業計画を立てられるとされています。この4期の介護保険計画策定に向けて、現状の課題と今後の対策をお尋ねいたします。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 介護保険制度に関連をして、一つは、平成12年度介護保険制度がスタートしましたが、平成でいいますと18年度において、大きな改革が行われたと、それらを受けて大きな変化があったのかということでございます。まず1点目はそういう質問だったと思います。

確かに、今回の18年度の改正は、何といいましても、介護報酬の改定が大きな問題だというふうに思っております。特に、先ほども御指摘がありましたように、重度の方々に対するケアについては、介護については、これは報酬を引き上げると、しかし、そのほかのところは、逆に引き下げが行われると。それから、平成17年からは、10月以降は食費や居住費等々、いわゆるホテルコストといいますが、こういうものも見直しが行われるということで、トータルでは2.4%のマイナス、2.4%の介護報酬についてはマイナス、そのことが一つ大きなそういうその報酬の引き下げによるいろいろな影響が出てきていることも事実です。事業者におかれましても、またそこで働いている介護に携わる方にも、いろいろな意味で影響が、今及び始めておるといふふうに受けとめております。

それから、給付費については、施設については、もう大体定員がありますので、施設サービスはほとんど満タンという状況で、それ以外の、施設以外のところの給付がどんどん膨らんできているというのが一つの大きな特徴だろうというふうに思っております。

御指摘がありましたように、それぞれ中度者への支援の強化、地域包括ケアの認知ケアの確立、医療と介護の連携等々、新たにこういうものが基本的な視点として置かれて対策が打ち出されてきているわけですが、本町においても、やるべき支援、それから、体制の整備、こういうものはこういった方向に基づいて、着実に実施をしてきておるといふふうに考えております。

それから、次の保険、第4期の介護保険計画でございますが、まだ国の参酌標準は示されていないけれども、3年に1回ずつ見直しをしておりますが、今回は、それほど大きな制度変更はないかとは思いますが、課題としては、一つは療養病床の再編方針が既に示されておりますから、これに伴って、どういう形でそこら辺の受け皿といいますが、それをこれから計画の中で見込んでいくのか、これがやっぱり一つの大きな問題だと思っております。

それから、もう一つは、ちょうど期間の最後ぐらいになるのですが、そういった療養病床の見直しが平成24年でしたかね、計画を、そうですね、それを見込んでいくことになると思いま

す。

それから、もう一点は、介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇の改善に関する法律が成立をしております。こちら辺の介護従事者の処遇の改善、また、それに伴う報酬の改定がどうなっていくのか、この辺が、これからのポイントだろうというふうに思っております。この辺をしっかりと見ながら、今後の計画策定を進めていかなきゃいけないということで、今からアンケート調査をやったり、取りまとめをやったり、サービスの量の見込みを行って、介護保険料等の検討を行って、12月末ぐらいまでに、その検討をやって、最終的には、来年の2月末ぐらいを最終的な取りまとめをしていきたいというふうに考えているところであります。

議長（田中 稔君） 細田留美子議員。

議員（6番 細田留美子さん） 今、持続可能な制度となるように、介護報酬もあわせて改正されたというお話がございました。その中で、介護従事者の処遇の改善なんかのお話もございましたけれど、確かに、今平生町でも、介護従事者がかなり減っているといたしますか、募集しても集まらないような状況になっております。制度があっても、サービスを担うマンパワーが不足するというのが大いに考えられます。これからもっとどんどんと団塊の世代が、高齢者の仲間入りをしたり、後期高齢者になったりしたときのことを考えると、計画をしっかりと立てておかないと、大変なことになるのではないかなと思います。

国の方で処遇の改善とか、そういったものも考えておられますけれど、平生町として何ができるかという話になるんですけど、介護保険が始まる前、前後ぐらいには、各市町村どこでもヘルパーの3級の講習とか、そういったものに、すごい力を入れていた状況が過去に10年前ぐらいにありました。そのときに、かなりの方が、そういった資格を取って、また仕事についておられます。そうだったんですけど、国の方針でそういった介護をもっと効果的に、安くやりなさいというような持続可能な制度となるように、余りお金をかけないでというような指導もあったので、介護職についていた人たちが、正職員からもうパートタイマーにという形で、随分処遇が悪くなって集まらなくなっています。

また、学校の方も、以前、私の子どもたちが進学するところには、そういった介護職のとか、看護職の学校というのは、すごく狭き門で、なかなか入れませんでした。ところが、今定員割れをしています。子どもたちが少なくなっていますので、もちろん定員割れはどこもしているんですけど、その中でも群を抜いて、特に、介護職、看護職の学生のなり手がいないというのが今現状です。じゃあ、本当、このままにしておいていいのかという話になるんですけど、そのあたりを平生町としてどういうふうに考えておられるか。

あと第四次の計画を立てるということで、いろいろ準備をされているということでしたけれど、先ほどの療養病床の廃止とか削減の見直しを求めるといった陳情書も出ているように、今からの受

け皿もどう考えていくかという話もございます。そのあたりも、まだ計画中と言われたらそれなんですけれども、12月ぐらいにはとおっしゃっていますので、そのあたりの量のよみとか、どうやっていくという方針というのがある程度出ていると思いますので、そのあたりのことと、また、アンケート調査をするというのをおっしゃったようですので、そういった内容も一緒にお答えください。お願いいたします。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 一つは、マンパワーの確保について、本当のある意味では介護労働者の不足といえますが、深刻な問題に今日なってきたと、こういうことで、国の方も何とかしなきゃいけないというので、今回の人材確保につながったんだろうと思っておりますが、やはりここら辺は実効性のある施策を町としても求めていかなければなりませんし、やっぱりそこら辺が報酬の問題にしてもそうですが、やっぱりちゃんとしないと、なかなか希望を持って、いろんな、例えば、研修をやるにしても何をしても、魅力のある職場になっていかないとなかなかいい人材が集まっていけないということになろうと思っておりますので、できるだけ、ここは、これはもう事業をなさっておられる方々も今本当に厳しい、このたんびに3年に1回ずつ報酬が切り下げられていくというような、こういう状況は何とかしてほしいというのが率直なところだろうというふうに思っております。

したがって、ここら辺の、ある意味ではこのマンパワーの確保というのは、介護保険制度そのものの、ある意味じゃ根幹にかかわっていく部分ですから、我々としても機会を見て言うべきことはまた要望をしていかなければいけないと、こういうふうに思っております。

そうでないと、なかなかこの制度、これから高齢化でますますお年寄りが増えていくということですから、できるだけ我々も情報の収集をしながら、町でできることは何なのかということをし少しやっぱり研究しながら対応していかなければいけないと思っております。

なかなかそうはいいても、今の現状の中で町がやれるというのは限界はあると思います。そういった一番根幹の部分をしっかりやっぱり立て直しをしていただかないといけなかなというふうに思っております。

当然またその部分をやれば、また当然数は増えてくる。じゃあ、その分だけ今度はそれがまた保険料に跳ね返るといってここら辺で痛しかゆしのところがやっぱり出てくるわけで、保険料の方ではできるだけ低く抑えながら、なおかつ介護のサービスを質を上げていこうと、ここら辺の対策をどう持っていくのかということが、これからの大きな一番課題だというふうに思って受けとめております。

4期のこれから計画をつくりましますけれども、そういったところでの、また保険料をどの程度に設定をしていくのかと、こういうことも大きな課題になりますので、これからしっかり取り組み

を進めていきます。

アンケートについては、ございましたが、特にアンケート調査については、約1,000人の65歳以上の方を対象、それから、要介護認定を受けた方から500人を無作為で抽出をしてやっていこうという高齢者の生活状況、福祉介護に関する意識をこのアンケートで問うと。特にサービスの利用状況、満足度、今後の利用の意向等々について、このアンケートで明らかにしていきたいというふうに思っております。

それから、療養病床の関係でございますが、御指摘がありましたように、山口県の場合は、県の方も医療の適正化計画を持っておりまして、平成18年10月で医療療養病床が5,911床、介護療養病床が3,654床、合わせて9,565床、これを平成24年度には4,153床とする目標が今県の方で示されております。そうすると、5,217床の療養病床を他の施設へ転換をしていかなければいけないということになるわけですが、そのうち1,465床が老健、老人保健施設へ、84床をその他の施設へということで転換の移行が今示されておりますが、ほとんどの3,668床については、移行がまだ未定ということで、今県において再度その転換の移行、あるいは移行時期等についての調査が今行われておるという状況ですから、こういった動向も踏まえながら、ここら辺のまた県との協議の中で、第4期の計画の中にどういう形でこれを受け皿を織り込んでいくのかということをしっかり協議をしながら策定をしていきたいというふうに考えております。

議長（田中 稔君） 細田留美子議員。

議員（6番 細田留美子さん） 保険料を抑えながら良質な介護をどう保障するかというお話でございましたけれど、保険料、平生町は割りと2,000幾らから3,000円ぐらいの保険料で今までも来ております。次に幾らになるのかちょっと心配なんですけれど、その保険料を抑えるということで介護予防の方に方向性がシフトしているんだと思いますので、介護予防をいかに今から効果的にやっていくかという政策が大事になってくるかと思えます。

あと平生町で何ができるかという話だったんですけど、ちょっと私1つ、2つ自分で考えてみましたので、ちょっと提案をしておこうと思います。

今、事業所の話もされましたけれど、本当事業所、社協とか町内の関係事業所に適切な指導等をして応援していく、どう応援するか。例えば、人材確保については、町で行う介護教室など、これもしっかりしていくことで介護予防につながりますので、また、認知症に対する町民の理解その他で、そういった方たちを守ることもつながりますので、そういった講習会を今からもしっかりしていただきたいなと思うんですけど、そういったときに、福祉職の人も講師に呼んで、その福祉職の人からどうぞという感じで呼びかけてもらう。こういう手法もございます。

あと光輝病院が今中学生ふれあい介護体験というのをやっておりますけれど、こういった介護

体験学習のようなものをもっと増やすとか、シルバーセンターが60歳前後の人を対象にヘルパー2級の講習会を今度8月からあるんですけれど開かれます。これをバックアップしていくとか、そういったことなら平生町でもできるんじゃないかなと思います。

県においても看護師の方の不足対策の一環として、来春卒業予定者の看護師学生や免許を持っていても就職してない人たちを対象に、県内の病院と合同で説明会を開くということもやられておりますので、平生町もこういった試みも考えてもよいんじゃないかなと思います。

とにかく町が介護保険の保険者でございますから、しっかり健全で円滑な運営をしていただきたいのと、先ほどのアンケートの話なんですけど、アンケートの取り方で問題をあぶり出す、そのあぶり出し方が変わってきますので、アンケートの設問というのも今まで3回やってらっしゃると思うので、そのあたりも踏まえて今回は4期目ですから、しっかりした具体的な設問をしてほしいと思いますし、療養病床の廃止・削減については、本当地元に光輝を抱えておりますし、光輝からも見直しを求める陳情書も出ていますので、そのあたりの方もしっかり協議していただきたいと要望して私の質問を終わります。ありがとうございました。

.....

議長（田中 稔君） 次は、河藤泰明議員。

議員（1番 河藤 泰明君） 早速ですが、通告どおり2点質問させていただきます。まず、初めにぬくもりある平生町の安心安全についてお尋ねします。先日、県が地震被害の想定結果をまとめました。県内にも活断層は存在し大地震の可能性があるとされています。防災力強化を急ぐとしています。また、国が定めた市町村の消防の広域化に関する基本指針をもとに、県は現在県内13の消防本部を4本部体制へ推進計画を策定しています。将来的には1本部体制の声もあります。これによって、前日のような大規模な災害に対する対応能力の強化につながるとされています。

話は大きくなってしまいましたが、大規模な災害が起ころうと、ごく小さな災害が起ころうと、町民の生活を守る町としてのスタンスは同じだと思います。災害発生時、二次災害を最小限に防ぐには、さまざまな条件はあると思いますが、僕は生命と財産を守る消防団、この消防団の総合力に大きく左右されると考えます。

そこで、消防施設、設備を含めた消防行政の現状と今後の方針をお尋ねしたいと思います。お願いします。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 消防行政の現状と今後の考え方、取り組み、方針ということで、今もありませんように、広域消防計画が今進められておるのは御指摘のとおりでございます。県においても、平成24年度末までにこの広域化を進めていきたいという今取り組みが行われておりま

して、4本部体制という今話が出ております。我々この地域は県の東部ブロックということで位置づけがされて、大体この地域は意見の一致を今見て、この地域は一体的に取り組んでいこうと、こういうことになっております。

問題は、こういった常備消防の広域化については、これはこれで効率化を図りながら進めていくということになるんですが、地域の消防団については、これは、県の方も推進計画では触れておりませんが、その前の市町の消防の広域化を推進するための基本指針というのがございますが、この指針の中で消防団との連携協力という項目があります。消防団はより地域に密着した消防活動を実施するという特性上、消防団の広域化は行わず、引き続き構成市、町単位での設置を維持するというので、引き続き市町の中であって、それぞれ消防団については、その消防団の非常備消防としての位置づけ、これをやっていこうと。この常備と非常備とが相互に連携をしっかりととりながら、車の両輪として活動できるようにということで、いざといったときにはまず常備消防が立ち上がると。同時に非常備の消防団のいろんな後処理とか、人海戦術等々やっていくという、こういった常備、非常備の役割分担と、これはしっかりこれからも維持をしていこうと、こういうことのようにございますので、我々としても、今消防団が引き続き充実をしてこれからも対応できるような一つの体制づくり、こういうものを進めていながら安全安心な町づくりを目指していこうと、こういう基本的な考え方は持っております。

それと同時に、今ありました設備といいますが、まず、消防水利の関係では、毎年今整備をさせていただいております。消火栓が今150、防火水槽が100と、基準数としてちょうど250基というのがございます。ちょうどその数をクリアしておるという状況でございます。

さらには消防ポンプ自動車やポンプ積載車の整備状況ですが、これはずっと今日まで取り組みをやってきております。昭和53年当時から、あるいは昭和62年ぐらいから、それぞれ1期、2期というふうに分けるとすれば、今我々はこれから第3期の更新をしていかなければいけないということで、今とりあえずそれぞれ更新をしていく事業に着手をさせていただいております。そして、安全装備等についても、年々今整備を、厳しい財政状況ありますけれども、整備をさせていただいております。消防団の消防団員等公務災害防止対策推進事業助成金制度、これを活用しながら団員の意識向上を視野に整備を続けておるということもございます。いろいろ厳しい状況ありますが、こういった設備なり装備といったところをしっかりと充実をしていながら、消防団の活動に資していけるように取り組みを進めていきたいというふうに考えているところであります。

これから、こういった資機材の更新はもとより、防災行政無線のデジタル化の対応等々、これからあるいは消防水利の充実等々で整備をしていかなければいけないハード面の要請もありますが、同時に、今消防団が平生町の場合188名、その中で、特に若い人たち、20代の方が今9

名です。30代から40代にかけてが大体約半分ということでございまして、その意味では消防団の皆さんの御努力で世代交代というのは大体順調に進んでいるかなと思うんですが、20代が今言ったように大変少ないという状況ですから、この辺が一つの大きな課題かなというふうに思っているところございまして、こうしたところについてもるるしっかりそれぞれの団の皆さんともまた協議を重ねながら対策を進めていきたいというふうに考えております。

議長（田中 稔君） ここで暫時休憩いたします。11時10分から再開いたします。

午前10時59分休憩

午前11時10分再開

議長（田中 稔君） 再開します。

河藤泰明議員。

議員（1番 河藤 泰明君） 再質問です。答弁を聞きまして、消防団は本当にたくさんの有志の方のおかげで、町民の生命と財産は守られていることを再認識しました。また、消火栓150、防火水槽100などを数的には充実しているとのことでした。消防施設は高額な費用がかかりますが、いつ起こるかかわからない火災などに対して、町民の生命と財産を守るためにも、数やコンパスなどの机上の判断でなく、現場へ足を運び、現場の団員の声に耳を傾け、大切に対応していただきたいと思います。

また、休日や夜間など厳しい条件はさまざまですが、そんなときでも、できる限り水を確保しやすいよう、今ある川や池から1秒でも早く取水できるような工夫も考えていただきたいと思います。今この瞬間にも、岩手・宮城内陸地震で被害に遭われた地域では、救出救助作業を含め、指令機関と連携をして地元の消防団の方は懸命な活動をされているのではないかと思います。

平成17年の資料ですみませんが、全国では3,000の消防団で約91万人の団員が活動されています。ここ平生町でも、先ほど町長からの答弁にもありましたが、本年度4月現在188名の方がいらっしゃいます。本当にありがたいことです。ここに全国の消防団の年齢の数字があります。全国の消防団員の平均年齢は37.6歳に対し、平生町は46.4歳。先ほど町長の方から、世代交代順調にというようなお話があったと思うんですが、僕の見解では、ここで注目すべきは年代別の構成です。小数点以下は四捨五入しましたので、おおよそですが、全国30歳以下23%に対し平生町6%、31歳から40歳、全国39%に対し平生町21%、41から50歳25%に対し28%、50歳以上については13%に対し平生町43%です。この数字を見る限り、平生町ではベテランの団員の割合が高いことがわかります。特に、火事などの消火活動の経験の少ない若手だけが集まったのでは消すことは困難なほど経験が物を言う現場です。そういう意味では、平生町は充実しています。

しかし、将来を見据えると、現在の若手団員の数では十分な活動が行えるかどうか不安があります。経験豊富な団員が多い今こそ、若手団員の数的、質的な充実を図り、また、スムーズかつ効率的な情報や施設の共有、活用ができる充実したシステムを再構築に着手するいいタイミングだと考えますが、いかがでしょうか、お願いします。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） お答えをいたします。先ほどの今後の取り組み方針の中でも申し上げましたように、これからやっぱり若い人たちの協力をどういただいでいくのかというのが、これからの消防団の一番大きな課題になってくると思います。今ありましたように、県下の中でも平生町の場合は、今言う平均年齢が46.7歳というふうに今データでは受け取っております。

したがって、全国が今御指摘があったように37.6歳ということでしたので、約10歳ぐらいの開きがあるわけですが、御指摘があったように、とにかく20代が今9人しかいないという状況です。あと30代から40代の幅は、約半数。それで、あとまた50代以降ということに今なっておるんですが、したがって、議員御指摘のように、今この時点でやっぱり次のこの円滑に世代交代がしていけるような体制の準備を進めていかなきゃいけないということですから、我々もその認識は一致をしておりますから、機会あるごとに、これからまた、今十分そういう意味じゃ、各団におかれましては大変協力をいただきながら取り組みを進めていただいておりますが、今後ともそうした団員のそういった若返りといいますか、こういうところも最重点課題としてこれから取り組んでいくようにしていきたいというふうに考えております。

議長（田中 稔君） 河藤泰明議員。

議員（1番 河藤 泰明君） 設備に関しても、人員確保に関しても、ある程度の予算は必要かと思いますが、今あるもの、人、そして、知恵を集結すれば、必ずぬくもりある平生町の安心安全は確保できると思います。

先日の消火活動の際、ある一部の町民の方から消防団を批判する声を聞くことができました。すべての声は真摯に受けとめ、改善できるところは改善されるものだと思います。消防団員は災害に直面したとき、率先して最前線へ出ていき、その際は、同じように、恐怖心を味わっている家族をうちに置いて出ていくわけです。平生町としては、その活動を広く町民に周知し、理解をいただくことも大切なことだと考えます。ぜひ町としても広報活動に力を入れていただきたい。また、2004年の中越地震の際、震災に遭われた旧小出町では、地震の規模に比べて被害が本当に小さくて済んだそうです。それは、地震の8カ月前に町全体での大規模な訓練をされたことが大きく影響したそうです。決して大震災を期待しているわけではありません。いつ来るかわからない災害に備えることが大切だと考えます。一人でも多くの方に参加いただけるような訓練の実施をお考えいただけませんかでしょうか。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 訓練のあり方でございますが、今までもいろいろ自主防災組織をきょうも御報告申し上げましたが、それぞれの自治会において結成をいただいて、着実にその数も増えてきておりますし、自主防災組織において、平生、それから大野、それぞれと地域の方々と一緒にこういった防災訓練を実施をします。広域の消防、それから、消防団、消防団は地域のある意味ではリーダーとして、そういった自主防災の積極的な取り組みに御協力をいただいております、そういうみんながあわせて、今、今年度は曽根地区でその防災訓練をやろうというようなことで計画をしておりますが、町は町でいろんな職員の参集訓練をやったりしております。

したがって、こういった訓練を横に連動した形でより広げてやるというのも一つの方法だろうと思います。訓練の持ち方いろいろあると思いますが、日ごろからこういった災害への備えという意識を啓発をしていく意味からも、こういった訓練はこれからもやっていこうというふうに思っておりますし、その規模については、また、現状を踏まえながら検討していきたいというふうに思っております。

議長（田中 稔君） 河藤泰明議員。

議員（1番 河藤 泰明君） ぜひよろしくをお願いします。

続いて2つ目の質問です。ぬくもりのある平生町の補助金についてお尋ねします。

最近、テレビや新聞で国のむだ遣いについての報道を毎日のように目にします。見聞きしない日はないような今日ですから、僕のところにも支持者の方から何度となくむだ遣いがないか尋ねられます。その中で、よく話題に上がり、なかなか解決、御理解いただけないのが補助金です。

行政改革のもと、さまざまな削減に努められ、補助金も削減されてこられたと思います。また地域の力発揮事業など、全国に先駆けて実施してこられました、これも含め、抜本的に制度自体を見直す時期に来ていると考えます。そこで、現時点での補助金の決定方法はどのようになっているのか、また、今後の方針をお尋ねします。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 補助金について現時点での決定方法と今後の方針ということでございます。補助金については、御承知のように、地方自治法で公益上の必要がある場合は補助することができるということになって、それぞれ基準や手続方法等については各自自治体で主として補助金交付要綱に基づいて、細則事項を規定をして運用しておるのが現状だろうと思っております。補助金と一口で言いましても、その種類といいますか、補助金の性格から言いまして、厚生費とか教育費に見られる扶助的要素の高い生活補助金、あるいは農業振興、水産業振興費に見られるように、事業を実施する上で経済的な支援をしていく活動補助金、あるいはまた諸団体の団体を運営していく、円滑に運営するための団体補助金、大まかにいってこういう3つぐらいに分

けられるかと思えます。

平成16年の緊急行財政改革プログラムを策定するに当たりまして、こういったこの補助金のあり方についても、思い切って見直しをかけたところでございます。この生活補助金や今言いました活動補助金等については、かなりその公益性に照らして判断をしながら、相当の事務事業の削減を実施をしました。さらにその際に団体補助金等についても、活動の実績、あるいはまた活動の内容等に基づいた活動補助金にだんだん移行していった方がいいんじゃないかというような考え方に基づいて、将来は、これは考えていこうということにしたわけでございますが、今そういう意味では、一つの過渡期にあらうかと思っております。

そうはいいまして、いろいろ特に事情がある場合を除いて、今予算編成の中で一定の割合で補助金については減額措置を今させていただいておるとい状況であります。

これからですが、こういった補助金のあり方等についても十分中身等も我々も検証しながら、補助金が本当に有効に公益上しっかり生かされていくように、そうした補助金についても、今日の社会状況の中で既に皆さんにも御説明申し上げておりますように、行政評価等によってしっかりそのマネジメント機能を活用していきたいと、十分中身についても精査をしながら、これから対応していきたいというふうに考えております。

議長（田中 稔君） 河藤泰明議員。

議員（1番 河藤 泰明君） 全国でもこの補助金を補助金適正化条例などで条例化しているようなところもあります。しかし、長年この補助金はさまざまな場面で町民のために使われてきました。対象が団体であったり、事業であったりさまざまであることから、これを一律に条例という形で縛ることは平生町全体の発展の足かせになると思えます。かといって現行のものも足かせになっている部分もあると考えます。現行のものが悪いというわけではなく、団体に対する補助金に関していえば、説明するのが難しくわかりにくいことにより理解が得にくいのではないかと考えます。実際の支持者の方からの声で、何で何十年も出しよるん、出すけえ自主性がなくなるんよとか、実際は何に使いよるかかわらん、効果が見えんのに人件費なら出さん方がええとか、確かに町民の声は的を得てると思えます。

そこで、僕は補助金検討委員会及び補助金審査委員会の設置を提案します。行政評価委員の評価を参考にとということもあったんですけども、ここはまたあえて透明性のあるわかりやすい組織を目指し、構成は全く平生町にかかわりのない第三者を核に構成し、補助対象によってその分野で活躍されている町民に参加してもらおう。ただし、教育や少子化対策など、結果が大分先にならないと見えず、専門的な知識が要るものに関しては、職員及び教育委員会の参加など、臨機応変に対応するなど、町民を第一に考えた委員会の設置です。いかがでしょうか。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 御指摘のように、補助金の交付について条例等で一律にやっていくというのは足かせになるというふうに御指摘がありましたが、そういう幅がなくなってしまうことも事実だと思いますので、その辺は要綱で運用していくというのが一番いいだろうと。今我々も地域の力発揮事業等を、御指摘のように、そういった活動補助金という形で柔軟に対応していけるところもやっぱり持っておきたい。そういうことによって地域の活力につながっていくということについては、これは歓迎をしていかなければなりませんし、そこら辺の補助金のもたらす効果、さらには主体的なそれが活動につながっていくように、今申し上げましたように、それぞれ補助金の性格によって、それぞれの資するところがおのずから性格が違う部分がございます。それは、そのように、これはもう毎年度予算の段階で補助金はしっかり毎年見直しをしながら、今申し上げましたように対応させていただいておりまして、その際に活動の内容等についても、今いろいろ審査をさせていただいております。具体的な活動の内容等についてチェックをしながら、どれだけその補助金が活かされていっているのかということ、今検証しながら進めておりますので、それに加えて、今申し上げましたように、行政評価等も、これも外部委員さんもおられますし、こういったところで十分補助金等についての検討も、今の段階では行っていただけるのではないかとこのように期待をいたしておるところであります。

議長（田中 稔君） 河藤泰明議員。

議員（1番 河藤 泰明君） 近年の財政難の中、補助金も含めさまざまな削減は限界を超えて住民サービスにまで影響しかねないところまで来ているのではないかと考えます。また、補助団体に対する現行の補助金の趣旨や制度などの説明不足から来る団体からの不満の声もあるようです。もちろん住民に対してわかりやすい制度も重要ですが、対象の補助団体に対する説明、理解を得ることもお願いしたいと思います。

そろそろ僕も含め、町民も削ればいいというものではないことも理解し始めているのではないのでしょうか。僕も報酬以上にようやりよると言っていただけよう議員活動を努めてまいりますので、どの補助金もそれならええと、それならわしの税金使うてええと、町民のぬくもりある理解が得られるようなシステムづくりをお願いして一般質問を終わります。

.....

議長（田中 稔君） 次は、平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 平岡です。一般質問をいたします。環境問題と地方分権について質問の通告をいたしておりますが、環境問題から入りたいと思います。

まず、最初に岩手・宮城内陸地震が発生をいたしまして、今大変に懸命に救助活動が行われております。この地震についてお見舞いを申し上げますと同時に、なぜ地震が起きたのかということからたぐっていきますと、地球の二酸化炭素の量とも関係があるようでございまして、後ほどま

たこの問題についても触れてまいりたいと思いますが、地球の壮大な営みの中で、ある意味では地震が起きておるわけですが、この地震が起きることが人間の生命の誕生にまでつながっているようです。そういう観点からお見舞いを申し上げながらも、当面する地球の温暖化対策について、環境問題の中心として、温暖化対策についての取り組みの質問をいたしたいと思います。

1997年ですか、いわゆるCOP3、京都議定書で温室効果ガスの削減の目標が2008年から2012年にかけての第1期約束期間に6%、日本はどうも7%のようなんですが、減少させる約束をして、今年が第1年目の年で、いわゆる環境元年と言われる年でございます。したがって、これについてもいろいろな取り組みをされてきたと思いますが、現在この環境問題についての町長の基本的な見解をまずお聞きをいたしたいと思います。

それと、もう一点は、小さい問題になりますが、温暖化推進法というのが、こういうこともめぐって、それほど表面に出てない取り組みですが、2つの課題を地方自治体に課しております。一つは実行計画をつくりなさいよと。もう一つエコオフィスといわれる対策です。これは、義務づけでつくったら公開をするような定めになっておるようです。もう一つは、地域の推進計画です。こういったことについての取り組みがどのようになっておるのかも伺いをしたいと思いません。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） まず、京都議定書の実行を約束をした初年度が今年度からスタートするということでは、今から御指摘のように、この実効性が国際的に問われていくということになるわけございまして、今から既に御承知のように、洞爺湖サミットも来月は開催をされる。ここで日本が議長国ということで、一つの責任なりリーダーシップが問われるんだということがマスコミ等でも今触れられておりますが、そうした中で、まず日本が今課せられているのは、今もありませんように、この京都議定書の6%削減と、現実にはもうこれは超えてプラス6.何ぼとかという数字が出ておりましたけれども、それを倍する対応が今から求められておるという状況の中で、まずはこの議定書をクリアしていくと、これは日本に課せられた一つの大きな課題だろうと思っておりますし、また、それともう一つはやっぱり、この環境問題というのは、もう日本だけでどうこうという限度を超えておるわけですから、各国が先進国、途上国を含めて、国際的な連帯の中でこの取り組みを進めていくというのが基本的に一番大きな課題だろうと。そこへどれだけ近づけていけるのかというのが問われているんだろうというふうに思っております。

CO₂の削減問題と、これはもう本当に待たなしで進めていかなければいけない課題だと、まさに人類が直面しておる課題というふうに思っておりますし、国は国で、したがって、それに基づいて、先ほどもありました温暖化推進法等も京都議定書を受けて策定をしておるわけでございます。国はこれに基づいてやっておりますけど、まだまだ今からさらにいろんな今対応が進め

られておるところであります、これに対応して県、それから、市町村、あるいはまた企業や地域住民、それぞれがそれぞれのレベルに置いて取り組んでいくことがまた重要だというふうに思っております。県においても、これらを受けてもう既に推進計画を策定をされて、まさに県民運動としてやろうということで取り組みが進められておりますし、本町においても、今日までこうした取り組みの中で、一つは平成13年に平生町のエコオフィス実行計画、これを策定をいたしております、いろんな事務事業の遂行に当たって環境に対する負荷の低減を図っていこうということで、その負荷の少ない製品を使用しよう。あるいは低公害車といいますが、ハイブリッド車を導入をしたりしておりますが、できるだけそういったCO₂に配慮をした車にしていくと。あるいは冷暖房の適正化というようなことで、具体的な取り組みを今まで進めさせていただいております。

そしてまた、既に新エネルギービジョン等も策定をしながら、これは例の太陽光を住宅に取り入れたり、風力の風力発電所を導入したり、こういう一つの町として対応していく新エネルギーへの取り組み、あるいはまた既に平生町の場合は、環境衛生推進協議会というのがございまして、これがある意味では、身近な環境、ごみの問題から含めてそうなんです、今や地球環境問題に焦点を当てながら、いろんな取り組みをしていこうと、こういうことでいろんな協議をいただいで取り組みを進めていただいております。

したがって、今我々が進めようとしておることは、こうした状況を踏まえて、地球温暖化防止対策の地域協議会、これを来月にはスタートさせていこうと、設置をして、町としてのこの協議会を設置をしていきたい。これは行政、自治体も企業や住民の代表、こういったこと、こういったメンバーにまさに協力をいただきながら、今お話のありました、改めてこの法に基づく実行計画、それから、地域推進計画、こういったことをこの協議会を推進母体として取り組みを進めていきたいというふうに今考えておるところであります。

議長（田中 稔君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 今までのいろいろな町の取り組みを一般質問の答弁にあわせて整理をされて答弁をされておるようですから、大きい問題ですから、それはそれで深くは追及はしませんが、やっぱりこの温暖化問題についてもっと深刻に考える必要があるのではないかというのを私は感触として持っておるんです。何となくボランティアのように環境に負荷にやさしい取り組みをすればいいんじゃないかというような感じで動いておりますが、先ほど申しましたように、ちょっとこの温室効果ガスの役割についてお話もしてみたいと思うんですが、いわゆる京都議定書でいう温室効果ガスというのは何種類かありまして、二酸化炭素、水蒸気、メタンガス、窒素酸化物、オゾン、フロン、こういったものがあって、いわゆるこれを総称して温室効果ガスと。これを、CO₂換算にして何%にしましょうという目標が立てられております。

地球上のこのCO₂の歴史をちょっと見てみたんですが、地球は46億年前に誕生したころには、その大気圏は70%から80%ぐらいがCO₂であったようです。それが、温度が低下することによって蒸発した水が雨になって溶けてくると。そうして、その中に炭酸ガスが溶け込む。ところが、そうすると、炭酸ガスが海の中にいっぱいになるわけですから、飽和状態になるわけですけど、そうならないのが、先ほど申しましたように、プレートテクトニクスですか、地球上は10数枚の40キロから60キロぐらいの岩盤で丸く覆われておると。それは、それぞれに勝手に動いて地震を引き起こすんですね。また、地球を造形をしてきたんです。例えば、四川省地震も考えれば、ヒマラヤもそのプレートテクトニクスのすり合わせで起きた山なんです。当然地震が起きるのは、地球の本来の活動として当たり前なんです。それは、海中でも起きておりまして、沈殿した二酸化炭素を地球の核の中に閉じ込めてしまうと、そういう作業を繰り返して炭酸ガスの量が減ってきたようなんです。したがって、地震とCO₂が減って、地球上に生命体があられたこととは大変深い関係があるようです。

ですから、この地球をまた元のようにCO₂で戻していくという人類の今のやり方は大変自らの誕生にも反した活動になるわけですが、長い経緯を話してもキリがないですから、長い期間において海ができて、生物ができてそれでやっと植物ができる。そうすると、酸素が生まれてオゾン層ができる、生命が生きられる、こういう繰り返しをしてきて、これは今言うた地殻の変動が一番大きな役割を果たしておるようです。

CO₂がたまってくるとどうなるかという、地球の温暖化が言われております。産業革命のころのCO₂の濃度が280ppmと言われておりますが、現在360ppmと言われております。これが散漫になると人類は生きていませんし、生物も生きていけないようです。

そうすると、温暖化になると今度はどうなるかという議論がありますが、地球の海面が上昇するとかいろいろ言われていますが、地球上の氷河だとかが溶けていくわけですが、この100年間で約18センチ海面が上がっているという統計が出ております。これから温度が2度上がれば2100年の想定ですが、温度が2度上がれば50センチの海面が上昇すると言われております。一番大きな要因は温度による水の膨張です。それと、もう一つは、地球上の氷山や南極の氷の溶解によってそれが海に流れ出すと、こういうことのように。これは、また大変な結果をもたらすようでございまして、地球の温度はじゃ何度かというのをずっと資料を見てみました。この20万年間の温度ですね、地球の温度を見てみますと、平均で約2度か3度です、地球の温度は、平均でこの20万年間の地球の温度は約2度か3度です。その間ほとんどマイナス七、八度ぐらいのころ、いわゆる氷河期のころを繰り返して、温かいときと寒いときとを繰り返してきてるわけですが、不思議なことにこの1万年間ぐらいはずっと15度が続いておるんです。その3,000年ぐらい前に一遍14度ぐらいまで上がったのが、一気にマイナス七、八度まで下がった時期

がございまして、これは、地球上の科学者がいろいろ研究をされて、原因が、海水の塩分濃度が薄くなったために、地球にある深層海流という海流がとまって、地球の温度の調整バランスを崩したのではないかとわれております。

これから先、いわゆる異常気象で大量に雨が降ると、また陸上の水分が海に流れていくなれば、こういったことは当然予測されまして、極端な氷河期が近い時期に来るのではないかという予測もされております。温暖化は単純に温暖化になるのではなくて、近い将来、寒冷期をつくっていくと、こういうのが今の先端の科学者の予測です。地球の営みを研究してきたこれらの学者の継承は、私は十分に理解をして対応を進めていかなければならないと思います。

そこでいろいろ申しましたが、結局温暖化に対する取り組み、地球の温室効果ガスの排出はボランティアのような取り組みではなくて、もっと地球の人類の危機感を持った取り組みが必要なのではないかと思っております。

先ほど申しました実行計画や地域の推進計画、それぞれ対応をこれからされるということですが、もっとそういう意味では地球の環境の危機をもっと広く知らせる、知ってもらい取り組みが必要なのではないかと思っておりますが、この点についてはどうですか。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） なかなかいい勉強を私もさせていただきました。ありがとうございます。温室効果ガスがもたらす気候変動、異常気象、生態系への影響、さらには逆にこの感染症がどうなるかというような話まで今現実にあります。恐らく人類で予測を超えた現象というのが、これからこうした、このままいけば生じてくる。したがって、危機感を持って対応しなきゃいけないということだと思っております。

これは、もう世界共通で、以前は先進国と開発途上国がそれぞれいがみ合ったりいろんな経緯がありました。今や、もうそういう段階を超えて、力を合わせて本当に取り組んでいかなきゃいけないと、そういう時代になってきておるといことも感じております。

したがって、我が国もそこら辺で、恐らく今回のこういう洞爺湖サミットを一つの契機にしなから、より実効性のある政策というのを打ち出していかざるを得ないと、また取り組んでいかなきゃいけない、もうそういう状況に今日ある。これは、産業界を含めて、税制の問題から何から含めて総がかりで環境問題に対応していかなきゃいけないという状況に今日あると思っております。

我々翻ってこの地域で何ができるのかということについても、今、エコオフィス計画等申し上げましたけれども、できるだけ我々の身近なところで、いろんなもう本当にごみの問題から地球環境まで幅広くこの環境問題ありますから、できるところからしっかり取り組んでいこうということで、こういった危機感を持った対応をということで、これからはいよいよ地球温暖化の防止対策協議会をスタートさせますから、この辺を契機に十分そこら辺の皆さんへの訴えをさらに強め

ていきたいというふうに考えております。

議長（田中 稔君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 今回教育長に答弁を求めておりませんから、答弁をしてくれとは言いませんが、私どもがいろんな学習をしてきた中で、例えば、ヨーロッパのある国マッターホルンというピラミッドのような山があります。これは、氷河が削ってあのような山になったわけです。だから、地球の温度がそういう温度であったということですね。それとか、スカンジナビア半島のフィヨルド海岸なんかでも、氷河が陸上を削って深い谷をつくった、そこに水位が上がってきて、ああいう海岸ができたんですよ。だから、地球の温暖化がそういういろんな影響を及ぼしているという、私は、今まで学習の中でそういう勉強を習ったことがなくて、今度いろいろ勉強しよってつくづくつながってきたわけですけど、昔、そういえばロシアからアラスカにベーリング海が水位が低くて人類が歩いて渡ったとか。日本の津軽海峡もどうも歩いて渡って北からの住民が来たみたいなんです。

そういったもっと地球の確実な営みを、つい地理の勉強をするんじゃないで、そういった我々の生態系にあわせた学習が必要なのではないかという気持ちを、今度いろいろ整理をしてみたいと思います。

誠に身近な問題なんです。あのマッターホルンという山が実際には大方4,000メートルあるんですか、氷河が削って残って山だというわけですから。

それと、もう一つは、私は先ほど町が計画をいろいろしてきたという話ですが、ひとつ極端なことをやり過ぎておるのではないかと思うんです。確かに小さい話になりますが、財政難ということもあって、冷房、暖房の使用について大変庁舎としてはエコオフィスといえ、この建物がまずそれだけの十分な対応なのかどうかと。いわゆる熱効率に耐えられるだけの、そういった改造についてどうするかと、こういった問題があります。それと、冬には暖房を大変厳しく取り締まっておられて、防寒服を着て仕事をするとか、夏にはもう熱くてたまらないが、汗べちゃべちゃになって仕事をする。これもちょっとやり過ぎじゃないかという気もしておりますが、そういう点では、もっと設備、全体から温度調整がちゃんとできるような施設にしていかなければならないと思います。

そういった点からいえば、じゃあ、平生町の将来は当面どうなっていくかと、そこからまた原点に戻ってくると思うんですよ。この庁舎を本当にそれだけ解消して熱効率を高めていくのが平生町の将来の展望なのかということにもつながってまいりますが、そういった町の先行きとエコオフィスの計画については、どう考えておられますか。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 町で取り組んでいるいろんなエコオフィスと将来の方向でございますが、

これは、先ほど申し上げましたように、今から改めて、これはエコオフィス計画はエコオフィス計画でもって今日までやってきました。しかし、今から例の地域推進計画と実行計画をやりますから、ここでCO₂換算で幾らというのが何%というのが出てきますから、それをやっぱり一つの今度は具体的な指標として据えて、じゃあ、どういう目標でどういう取り組みをやっていこうと、こういう格好にこれからしていくことになると思いますので、それを一つの指標が出てきますから、それを目安に取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

議長（田中 稔君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 次に移りますが、次は地方分権です。地方分権についてですが、この問題を議論するとき2つの点があると思います。分権だけについての議論です。一つはこれまでの地方分権についてどう対応できてきたか、今どう対応しているかという問題。それと、5月28日に新しい地方分権の推進委員会の案、素案ができました。これについてのこれからの取り組み、これはある程度は進むと思いますから、これはちょっとした特徴がありますから、後に触れたいと思います。

この地方分権についての町長のお考え、この2点について、どのように考えておられるのかをお伺いをいたしたいと思います。

特に、2点目として、行政改革で職員の削減や事務を随分進めてまいりました。先ほど補助金の話も出ておりましたが、補助金の削減いろいろやってまいりました。しかし、事務量全体としては増加をしてきておると。こういったジレンマがあると思うんです。そうすると、平生町のような団体では、大変幅広い事務量を広く浅く住民に提供していくという対応にならざるを得ない状況になっておるとは思いますが、こういった点について、どう今現在の取り組みを考えておられるかが、それと、もう一つは、今後この地方分権が進めば、この事務量の増加にどのように対応していけるのかをお伺いをいたしたいと思います。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 今地方分権に関連をして分権にどう対応して今日まで来ておるか。それから、もう一つは、職員と事務量の中で、事務量が増える中で、行政改革との関連でジレンマがあるのではないかということ、そこに対応できるかと、今後どう対応するのかということだと思います。

地方分権、一つは分権一括法が平成12年だったと思いますが、475本の法律を一括して実施をされると。それで、国と地方との地方自治体、対等協力の関係ということで、自己決定、自己責任ということがうたわれました。それに基づいて、いろいろ県の方にも、あるいは市町村に対しても分権の権限移譲という問題が一つの大きなテーマになってまいりました。私は地方分権の必要性というのは、これは、もう皆さん認めているところでありまして、権限をできるだけ移

譲して、住民に近いところで業務を実施をしていくというのは、これはもう本来あるべき姿だろうというふうに思っておりますが、問題は、権限と財源と人材、この3つがやっぱり不可欠だと思っております。

人材も、今若干お話ありましたが、こういった分権時代を迎えたということで、今まで平成13年には、地方分権時代に臨む職員の心得7か条というのをつくって、これは職員に示して対応するように、平生町職員人材育成基本方針、これも平成14年に策定をして取り組みを進めてきて、人的な面でのしっかり、分権のある意味では受け皿としてやれる、みずからの職員の意識と能力の向上という意識を持ってもらおうということで対応をしてきたわけですが、問題はやっぱり、先ほども御指摘がありましたように、権限の移譲と、それを裏づけていく財源の問題、これがやっぱり一つの大きなテーマだというふうに受けとめております。

今まで、県から、例えば移譲可能の事務のうち、23の事務を移譲をして移譲済みということです。まだまだ、しかし、件数が実際に対象件数が少なかったり、専門的な知識がいたり、そういうよその市町との調整が必要なものというようなことで、まだまだ取り組んでいない点もありますけれども、県の方もできるだけメニュー方式とかパッケージ方式とかいって、できるだけ市町村にそういう市町に移行できるような環境整備を進めておるわけですが、町とすれば、1つは、町民の利便性、住民のサービスの向上につながる、そして、2つ目には、適正な財源措置がなされるということについては、積極的に移譲を受けていきたいと、これは基本的なスタンスとして私はこれからもこういう基本的なスタンスで行こうというふうに思っております。

それと、今もありましたように、事務量が当然おのずから増加してくると。したがって、広く浅くにならざるを得んじかないかという話がありました。どうしても、御承知のように、それは、こういう状況の中で、行革を一方で進める、そして、一方では、今ありましたように、事務の権限移譲というようなことになってくれば、当然事務量が増加をしていくということになります。どうしても、そういった意味では、御指摘のような状況になっているのかなというふうに思いますが、例えば、今回、県から例の併任徴収で職員の派遣をいただいておりますが、こういった県との連携の中で、専門的な知識もいただきながら対応をしていくようなこととか、あるいはもちろん事務事業を当然見直しをしていかなければなりません、民間でやれる部分については民間委託というようなことも今までいろいろ議論してきたところでございますが、要するに、基礎的な自治体としてどこまでできるのかと、これはもう当然より根本的にはそういう議論になってくると思います。より広域で対応していかざるを得ないという状況がもう来ているというふうに認識をしておりますので、これからある意味では中長期的な視点で一つの道州制の議論とか、あるいは先ほどありました第一次勧告等も出されておりますが、こういった議論の、あるいは定住自立圏構想とか、いろいろこの前から総務省等も出しておりますから、こういう状況をしっかり

見きわめながら、我々としてもしっかり対応していけるように、これからのそういった広域連携を念頭に置いた、あるいは広域行政で処理をしていく状況ということも念頭に置きながら対応していかなければいけないだろうというふうに思っております。

以上です。

議長（田中 稔君） ここで暫時休憩いたします。1時から再開いたします。

午前11時59分休憩

午後1時00分再開

議長（田中 稔君） 再開します。

平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 再質問をいたします。地方分権の問題についてですが、私はこの問題がやっぱり一番深刻になっておる原因は、国からの縦割り行政で、国、県、市町村と、こういって一律でいろんなことが、制度的にも押しつけられてくると、その結果を報告を上げるということで、市町村から県、国と、報告行政と言われるぐらい事務員が忙しいと。こういって一つの地方自治といいながら、国の統率、県の統制のもとで地方自治が進められておると。それで、余計に事務的にも煩雑になるし、忙しさも増すと。

毎週ファックスで行事予定が送られておりますが、毎日のように県庁にだれかが呼ばれて行っております。何とも大変な、これだけの人数で交代で県庁に呼ばれていって大変だろうなという同情も含めて週間予定を見るわけですが、これが縦割り行政の重大な弊害だと思うんです、忙しさの要因にもなってきます。行き帰りの時間のむだを考えてみても、これがそれぞれ金も人も市町村に割り振られて自前でやっていると、こういう方向に向かえば余裕もできてくるのではないかと思うのです。

最近、長野県の下條村のことをテレビでやっておりましたから見ましたが、あそこは若者向け住宅を毎年のように建てておるみたいですが、自己資金で建てておるんですね。国の補助制度じゃなくて、自分の。とすると、例えば、平生町で町営住宅をつくらうと思ったら大変な県、国に対する事務的手続をしてやっと建てると。そして、会計検査の恐怖もあると。それから、その後、今度は利用状況の報告や入居基準の厳しい取り締まりのもとに町営住宅の行政をしなければなりません。ところが、下條村の場合は自分で建てておるわけですから、別に県や国にいろいろ言うことはないです。入居基準も自分で定めて、若者が、特に若者向け住宅ですから、これから先、今子どもがおる家庭が来れば、地元の消防団に入りますと。これから先まだ子どもも欲しいですというような自分の抱負を書けば、それが入居基準の査定になって、はい、じゃあ、あなた入ってくださいという村独自で入居がさせられると、こういう仕組みになっておるようです。こうな

ると、なるほど本当に地方自治としての、いわゆる忙しさが随分なくなってくる。それだけでもなくなりますよね。

結局、国や県から縛られる末端行政が忙しいのは、分権がしっかり進んではない。人やお金が市町村に移っていないから忙しさだけが送って広く浅くの行政を進めて、住民へのいろんな支援、必要なことが遅れてくると、こうなってくるのではないかと私は思うんです。

大阪の橋下知事がやっと気づかれたらしくて、おまえらは、倒産会社に勤めておるみたいなものだから、給料を下がるのは当たり前だというのを随分言って、この前いろいろ行財政改革をやって発表された後の最後のコメントが、これからは国に財源移譲してもらわんとこれ以上はできないという、地方自治体の本当の壁にぶち当たって苦言を申しておられましたが、結局、縦割り行政、いわゆる地方を国の力で操っていく今の分権が進んでいないことに対する、やっとお気づきになったようですけど、ここが一番問題だと思うんです。

そうすると、何が起きるかという、広く浅くで、結局よくわからないから、国のマニュアルどおりに文書で住民にいろんな申請をしても押しつくと。

以前に、障害者支援制度の書類の話をしていただきましたが、今年もまた来ておりますが、若干表現が変わっただけで中身は変わっておりません。ちょっと制度的には若干金額等変わっておりますけど、結局、これらについても、職員がみずから頭で考えて一番近くで地元の障害者のことを知っているわけなんです。また、去年と全く同じような貯金通帳のコピーを出せだとか、いろんなことを書いてあるんですよね。本当いうと、本当に地方にお金と人があれば、それぞれの状態に応じていろんな柔軟な対応ができるはずですけど、それは一切できないで、とにかくマニュアルどおり、そのとおり、鉛筆でチェックしてこれがなかったらだめですよという硬直した行政が進められる、こういう弊害が私は起きてくると思うんです。それは深くわからないために、それは仕方ないと思うんです。そういった、やはり人と金が地方に来る、権限も来る、こういったことにしてこそ初めて、地方の分権、地方自治体の元気な活動があるのだなということで、下條村の例も見まして私は考えさせられました。やっぱり地方分権については、そういった方向で行くべきだと思うんです。

国も県も何かなんとなくおろしてやるような言い分のようにも、それでも抵抗して、今度の答申もどれだけ実現できるかわからない状況ですが、しかし、今までの取り組みについては、私は随分職員なんかも苦労されておるんだろうなと思いますし、今申しましたように、県庁に行く回数やいろんな事務処理を毎日こなしていかなければならないことに対しては同情するような気持ちを持っておりますが、本当にこれから先もっと人もいるのではないかと。やる気のある体制もつくっていく必要があるのではないかと、これは指摘にとどめておきたいと思うんですが。

今度の答申でひとつ気になることがあるんですよね。いろいろ地方分権の権限、事務移譲をや

ったが、町村についてはわずかしかないんです。今までこういうことはないんですよ。合併しなかった町村は、あなたのところは仕事はできないから、そういう分権はしませんよと、できんだろうと、こういう言わんばかりの中身になっておるんですよ。これをどうとるかにもよるんです。早く合併せんとおまえらのところはよくなるよというぐあいにとるのか、おまえのところはできんじやろうから、やらんでもだれかが助けちゃるよというのか、私はこの真意はわかりませんが、これに対して全国知事会の麻生会長は、町村についても財源とともに人的支援が必要だと、こういう発表にあたってのコメントを述べておられますが、やっぱりそういった体制をやるかどうかやっぱり市町村のいわゆる末端の行政の生き残りにかかっておるわけですが、今度、私、これについては随分疑問を持っております。これについての町長の考えも聞いておきたいと思います。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 地方分権推進委員会で第一次勧告が出されておりますが、基礎自治体への権限移譲ということで、都道府県から64法律、359の事務権限が市町村へと、359というふうに言われておりますが、町村へは28です、御指摘のとおりです。これをどう見るかということで、ほとんどのこの結局市のところにある意味では権限移譲をしますよということで、要するに基礎的な自治体、基礎自治体をどう考えていくかということにつながっていくんだらうと思う。

これらは、同時に、私は、底流では、道州制の議論が今政府の方もビジョンの懇談会、中間報告が出ております。これとか、政党でのこういった今取り組みとかやられておって、これらは、ある意味では基礎的な自治体を700から1,000ぐらいというところ辺ぐらいを前提に道州制への、もう10年以内ぐらいには完全移行するというような中間報告が実は出ております。これらは、基礎自治体をそういうふうにもう500から1,000ということになると大変なことになるわけで、700から1,000団体というぐらいの感じで今出されておりますから、恐らく市を中心に権限移譲をするけれども、そのまた市でもさらにより大きな市を対象に権限を移譲していきますよという一つの流れが、その底流ではあるのではないかという、これは私個人としてはそういう気がいたしておりますが、いずれにしても、したがって、そういった広域的に事務処理をしていかなければいけないような、これからそういった事務というものが、いわゆる分権の対象になってくるのではないかなというふうに考えております。

議長（田中 稔君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） と考えておりますというのは、お考えとしてはわかったんですが、山田町長は町長ですから、平生町はじゃあどうするかが今度は問題になってくるんですよ。

行政報告の中で、町長、副町長の会合を持ったと、こういう話がございましたから、それなり

に広域行政についての取り組みは進めておられるのだなという感触を持ちましたから、これについても当面はちょっと置きますが、いずれにせよ、今の状況を打開していく道は、本当に小さな町村もやっていけるように、金や人が確保できるのか。今の分権の方向は、今度の一次答申の方向はそうではないんです。そういうところは、それなりにやっていきなさいよと。そのうち合併をされたらどうですかと、こう言わんばかりの内容になっておると思うんですね。

それから、前から申しますように、私はやっぱりこの合併の問題は、どうしても地方分権の受け皿として、それ相応の規模での対策対応は要るのではないかと思っております。これは持論としてこの前も申しました。そうせんと、結局、事務職員の間で今のどんどん分権は進む、人はなかなか増やせる状況ではない、予算もない、仕事だけは広く浅くやって求められると。それは、住民に対する対応もそれで不十分になります。そういった方向でのこれから取り組みがどうしても求められてくると思うんですが、私はこれから先やっぱりそれなりの対応をしていかと、ひとつ嫌な予感がするのは、中核市はあれは20万とかというような指標ができれば、そこに県の方から市に仕事をおろすが、周辺にある小さな町村については、あなたかわりに、県のかわりにやっちゃげなさいと。そうすると、周辺の小さな市は県に相談に行く、周辺の市に相談に行くという姿まで予測されるんですよ。実際に今山口県でも、生活保護をめぐる山陰の方でひとつ事例があるように聞いておりますが、これはちょっと地方公共団体としての姿としていかなものかと、こう思わざるを得ない状況がこれから先、この分権が進んでいったら起きてくると思うんです。そういったことに対してもちゃんとした対応が必要になってまいりますから、やっぱり本当に職員の間でも分権についてのとらえ方をしっかりしていただいて、これから先の平生町の展望をどう切り開いていくかというのは、町長の考えにかかっておると思うんです。今度の答申の中身を見て、つくづくこのことは思いましたから、これから先の取り組みについて、どうしても、広域的な分権を受け皿となり得る基礎自治体の姿というのは、私は描いていく必要があると思うんです。

先ほど前の質問で、庁舎の話もしました。とすると、エコオフィスについては、どういう形がいいのかとか、長いことを考えれば、どうしてもこの庁舎で、じゃあ実際どうやっていくのか、広域行政を考えるとどうなるか。やっぱりこうして合併とか、こういう議論はどうしてもついてくる、必然的についてくる課題だと思うんですよ。この点についてのちょっと考えを聞いて私の質問を終わりたいと思います。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 基本的な考え方において、そんなに相違があるとは思いません。基本的には、そういういろんなどうという考え方でこういう第一次勧告が出されたのか、その背景もいろいろあるんだろうと思いますが、いずれにしても、これはもう私も分権のある意味では受け皿と

して、これからこういった議論は避けて通れませんということは申し上げておりますし、我々もそれだけのやっぱりより広域的な連携、あるいは合併を視野に入れた将来の姿の中で、この分権時代に対応していくような、しっかり人材とそれと権限と財源というところで、これからはそれをしっかり整備をしていかなきゃいけないと。だから、その辺についての基本的な展望の仕方というのは一緒だと思いますので、できるだけこういう全体の流れの中で機会を見ながら、広域連携についてしっかり取り組みを進めていきたいというふうに思っております。

議長（田中 稔君） これをもって一般質問を終了いたします。

議長（田中 稔君） これより行政報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。河内山宏充議員。

議員（8番 河内山宏充君） それでは、町長さん、お尋ねをちょっとさせていただきたいと思えます。

まず、その前に本日の議会の冒頭に当たって大変ボリュームのある行政報告をしていただきました。この点は町長さんのスタンスとして大変丁寧にしていただきましたと思いますが、非常に姿勢を評価させていただきます、町長さん。そういう意味で、説明をされたかどうかというこの観点から少しお尋ねをしたいと思えます。大変たくさんの項目に直接的にお触れをしていただいたわけですが、阿多田島開発計画について触れられていらっしゃいました。まず、この問題、計画の見直しと今後の方向性を検討するという町長さんのお言葉ございました。この阿多田島の問題、そういうお気持ちであるというのは十分認識しております。ただ、過去からの経緯において、まずこの阿多田島の問題は町長さんが町長となるうというときの大変大きな選挙公約の一つだったと思えます。町長10年目を迎えられるまで、また、そういう意味では、新たな展開を模索中なのかなということではあるんですけども、それと、もう一点は、第三次総合計画との整合性、やはりこれにも触れとかなないといけないんじゃないかなということ、大変たくさんのボリュームを説明していただいたんですけども、この点に関しては、少しこれにもやはりその言葉を上げられるんなら触れておかれた方がいいと思えますので、この場をおかりして、少し質問をさせていただきます。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 阿多田の開発問題について、きょう行政報告の中で触れさせていただきました。行政報告そのものについては一定の評価をいただきましてありがとうございました。問題は、これについて、第三次総合計画の一つは問題。これは、いずれこれまた第四次の総合計画をどうするかという、ぼちぼち次の10年間を視野に入れた対応を考えていかなければいけないということで、御指摘のように、第三次総合計画は一つの全体のベースになっておることは間違

いないわけで、その部分についても、意をはらっていかなければいけないという気持ちは、御指摘のとおりだと思います。

それから、この地域についての開発のあり方、これはもう基本的にあそこをぜひ地域活性化につながるような方向で活用していきたいという基本的な考え方、これはもう将来においてもその方向で平生町が計画を見直すにしろ、どうするにしても、あそこはやっぱり地域の活性化につながるような方向で活用していけるように、これは、町が全部計画を申し上げておりますように、あそこを買い受けてインフラの整備をやって、そして、町が造成をして売り出しますという今日までの一つの計画を持っておった。そのことについての資金的な状況を含め、あるいはまた国の国有財産の処分のあり方についても、先般も国の方もいろんな宿舎の売却リストをまたつくって出しておりましたけれども、かなり国としても早く国有地を処分したいと、こういうような意向も、随分環境の変化といいますが、こういうものがあります。そういうものを受けながら、しっかり今現実には、きょうも申し上げましたように、企業の進出の希望もありますから、これはもう県も巻き込んで一緒に今国とぜひこの協議をしていこうと、こういうことで今話をさせていただいておまして、そういった国、県で協議をしながら、この地域をどうしていくのかということと方向づけをしていかなければいけないというのが趣旨でございまして、これはあくまでもどうあれ、仮に国においてということになっても、これはやっぱり企業用地としてぜひ活用をしていく方向で我々も考えていかなきゃいけないし、企業誘致の努力というのは、引き続き努力をしていかなければいけないというふうに思っております。

議長（田中 稔君） 河内山宏充議員。

議員（8番 河内山宏充君） すみません。ちょっと私の質問の仕方がお伝わりしていなかったみたいで、計画の見直しと今後の方向性、今後の方向性、第四次を含めたお話でありました。説明していただきたいのは計画の見直しを含めてやろうというふうに言われたというふうに私理解したもので、その計画の見直しを何でしょうかというその町長さんのお考えをちょっとお聞きしたかったんで、何でそういう状況になったか。経済状況の変化で、町で購入するのはできないよというふうなことを言われたと思うんです。そのほかに、経済状況以外に何かそういうふうなお気持ちの、多少なりとも考える要素があったのかどうかなのか、ちょっと言葉足らずでした、申しわけありません。その辺のところを、経済状況だけでこの問題は語られるものでもないとは私思っているんです。過去の経緯等いろいろありますから。

それと、そのようなお考えならば、まず1点、国、買う買わないという当然論議になると思うんですけども、3月末に、じゃあ、先ほどのお話で、国の方針の具体的な示しがあったと。この辺のところというのは、具体的にやっぱり説明していただかないと私たちもわかりませんし、やはりこの辺のところは、本会議のところ、どういう国の方から示しがあったのかどうか、

そういうふうにはとったんで、私の勘違いなら勘違いでもいいです。今年の3月末、国の方針が示されたというふうなことを言われていますので、このことは何を指しているのか、少しやはり最重要課題として私たちも取り組んできたという経緯がありますので、この点もお尋ねをしたいと思います。

それと、いろいろな段階での、今、検討をするというふうなことを含めてだろうと思うんですが、まず1点目は、実際に払い下げを受ける受けない、そういうことのアクションから次の段階へ進めざるを得ないと思うんです。そうすると、果たして本当に払い下げが受けられるような対象にあるのかどうなのか、このことも非常に疑問に思うものですから、少しその辺のこともお尋ねをしておきたいと思います。

以上です。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 大まかに2点あるんですが、一つは状況の変化といいますが、そういうことを申し上げました。これは、この計画を策定を平成10年に改定をして、その後、平生町でぜひ企業の誘致をしていながら、用地を企業用地として活用していこうと、こういうことで、あそこのまず一部払い下げについて、これは御承知のような形で実現をさせていただきましたけれども、あと残りを引き続き企業用地としてぜひ活用していきたいと、こういう一つの大きな方針のもとにやってまいりました。それは、あくまでも平生町が示しておりましたように、町があの土地を払い下げてもらって、それを基盤の整備をやって、造成をかけて幾らぐらいになるというのも現実に弾いて、そして、企業のさあいらっしゃいという形の対応にしていこうというのが基本的な流れで来ておりました。その間ずっといろいろ企業誘致の取り組みもしてまいりましたし、折から御承知のように、大変経済状況もかなり厳しい状況が続いて、地方経済特にそうだし、企業にとっても、どんどん開発途上国へ進出をするというような一つの大きな流れがある中で、なかなかきょうも申し上げましたように、具体的な企業誘致という形に結びつくことになっていないのが今日の現状です。同時に、我々としても今までは町がその払い下げを受けてという話をしておりましたが、この今の平生町の経済財政状況の中から、この払い下げを受けて、それを開発をして、企業に売り出していくということは、なかなかこれ実質資金計画上も難しいと、こういう話を今日までも繰り返して、この阿多田の関係では話をしてまいりました。そうした中で、今年の3月末というふうに言いましたが、実はこれ2年前ですか、2年前に財務省の方から、もう2年先にはというのがこの3月ですが、2年先に一応そこをめぐりに国としても国有財産の処分をしなければならぬから、町の方としても考えてほしいと、計画の見直しをどうするかというのを実はこれも報告させていただきましたけれどもしたわけです。そこで、平生町とすれば、いや、それはいつでもいろいろ今までやってきたし、うちは計画を持ってあるから、この計画で引き続き

努力をしたいと、企業誘致の努力をするから、そねえいわんと待ってくれというので、いってみればこの3月まで一応来たとして、3月の段階で平生町さんどうですかということで、再度財務省の方とも話をしながら来たわけですが、そう簡単に平生町としても、今日までのいろんな経緯があった中で、この計画をじゃああきらめましょうということになかなかならないという経緯も話をしながら、そうはいいながら財務省の方にしてみれば、これはどんどんどんどんかなり厳しい中央からもそういう話に来ておるということで何とかしなきゃならん。その中で、今たまたまこういう形であそこの一部でも払い下げてもらえんたろうかという話があるから、このことも含めて何とか町でそこのある意味では主導的にこの活用していけるような道はないかと、こういうことを今財務省とも今からしっかり協議をさらに詰めて、そして、このあり方については、一定の方向づけをしていこうと、こういう今話でありまして、3月末というのは、そういう意味では、この2年間の3月が、ここに今年の3月であったということでもありますので、その点は間違いのないようにしておいていただきたいというふうに思っております。

議長（田中 稔君） よろしいでしょうか。河内山宏充議員。

議員（8番 河内山宏充君） この件は所管でございますので、また委員会の方で委員長さんを通じて。

ただ、一点ほど、非常に危惧する可能性は用地があると、これは、国のものということですね。民間企業が進出希望していると。そのことに支援をしていこうということですね、特定の企業にですね。その辺のところの、要望も含めてなんですけど、御回答は要りませんけれども、公平で公正で、やはり、これは最初のスタンスは町内企業でというようなお話も随分とありましたですよ。やはりこの辺のところを間違われるとちょっと大変な問題に今後なるような気がしますので、やはり特定の企業にそういう支援をする、何かそういうお知恵がおりないんでしょうかと思うんですよね。そういうふうに言われるということは、公共用地をそういうふうにされるということは、そのように私感じましたので、そのことも含めてまた要望を一応この本会議の質疑の中では、公平、公正性、このことをきちんと守っていただきたいということを一応は要望しておきます。

議長（田中 稔君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。これをもって行政報告に対する質疑を終了いたします。

次に、提出議案に対する質疑に入ります。

まず、議案第1号あらたに生じた土地の確認についてから、議案第3号町道路線の廃止及び認定についてまでの件について一括して質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

次に、承認第1号平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認について及び承認第2号平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認についての件について一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

次に、報告第1号平成19年度平生町一般会計繰越明許費繰越額の報告について及び報告第2号平成19年度平生町土地開発公社の経営状況の報告についての件について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

これをもって提出議案に対する質疑を終了いたします。

ここで日程の変更についてお諮りいたします。一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑は終了いたしましたので、6月17日の本会議を休会といたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 御異議なしと認めます。よって、日程を変更することに決しました。

したがって、本日の議事日程に日程第13、委員会付託を追加いたします。

日程第13．委員会付託

議長（田中 稔君） 日程第13、お諮りいたします。議案第1号あらたに生じた土地の確認についてから、議案第3号町道路線の廃止及び認定についてまでの件並びに承認第1号平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認について及び承認第2号平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認についての件は、会議規則第35条第1項の規定により、お手元に配布の付託表のとおり、各常任委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第3号までの件並びに承認第1号及び承認第2号の件については、お手元に配布の付託表のとおり、各常任委員会に付託することに決しました。

議長（田中 稔君） 本日はこれにて散会いたします。次の本会議は6月23日午前10時から開会いたします。

午後1時33分散会

平成20年 第2回(定例)平生町議会会議録(第2日)

平成20年6月23日(月曜日)

議事日程(第2号)

平成20年6月23日 午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 委員長報告
- 日程第3 意見書案第1号 療養病床の廃止・削減計画の見直しを求める意見書
- 日程第4 議員派遣の件
- 日程第5 常任委員会の閉会中の所管事務等の調査

本日の会議に付した事件

- 日程第2 委員長報告
- 日程第3 意見書案第1号 療養病床の廃止・削減計画の見直しを求める意見書
- 日程第4 議員派遣の件
- 日程第5 常任委員会の閉会中の所管事務等の調査

出席議員(12名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 河藤 泰明君 | 2番 大井 哲也君 |
| 3番 岩本ひろ子さん | 5番 淵上 正博君 |
| 6番 細田留美子さん | 7番 柳井 靖雄君 |
| 8番 河内山宏充君 | 9番 吉國 茂君 |
| 10番 福田 洋明君 | 11番 平岡 正一君 |
| 12番 藤村 政嗣君 | 13番 田中 稔君 |

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

- | | |
|-----------|-----------|
| 局長 角田 光弘君 | 書記 岩井 浩治君 |
|-----------|-----------|

説明のため出席した者の職氏名

町長	山田 健一君	副町長	佐竹 秀道君
教育長	合頭 興亞君	会計管理者	岩見 求嗣君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長			高木 哲夫君
企画課長	吉賀 康宏君	町民課長	木谷 巖君
税務課長兼徴収対策室長			洲山 和久君
健康福祉課長			河野 孝之君
経済課長兼農業委員会事務局長			中本 羊次君
建設課長	安村 和之君	教委総務課長	福本 達弥君
教委社会教育課長	弘中 賢治君		

午前10時00分開議

議長(田中 稔君) ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

・

日程第1. 会議録署名議員の指名

議長(田中 稔君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、柳井靖雄議員、河内山宏充議員を指名いたします。

・

日程第2. 委員長報告

議長(田中 稔君) 日程第2、議案第1号あらたに生じた土地の確認についてから、議案第3号町道路線の廃止及び認定についてまでの件、並びに承認第1号平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認について、及び承認第2号平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認についての件を一括議題といたします。

本件に関し、6月16日の本会議において、関係常任委員会に付託いたしました議案につき、委員長の報告を求めます。細田留美子産業文教常任委員長。

産業文教常任委員長(細田留美子さん) 産業文教常任委員会の委員長報告を申し上げます。

平成20年6月16日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました議案第1号、議案第2号、議案第3号につきまして、6月18日、委員会室において町長以下、所管課職員の出席

を得て慎重に審議いたしました。その結果と主だった審議経過を報告させていただきます。

まず、採決の結果から申し上げます。議案第1号、議案第2号、議案第3号については、全会一致で承認することにいたしました。

次に、主だった審議経過を報告いたします。

議案第1号及び議案第2号については、質疑はありませんでした。

議案第3号については、法令の条文についての説明を受けてから、当該道路の廃止または認定に伴う面積が明記されていないとの質問があり、面積については議決要件ではないとの説明を受けました。

加えて、道路用地として町に無償提供していただいた土地については、分筆等の変更手続を早急にするようにとの要望がありました。

以上が、産業文教常任委員会で付託を受けました議案の審議結果と経過であります。本会議におかれましても、本委員会の決定どおり承認いただきますようお願い申し上げます、委員長報告を終わります。

議長（田中 稔君） 淵上正博総務厚生常任委員長。

総務厚生常任委員長（淵上 正博君） 総務厚生常任委員会の委員長報告を申し上げます。

平成20年6月16日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました承認第1号、承認第2号につきまして、6月19日、委員会室において、町長以下所管課職員の出席を得て慎重に審議いたしました。その結果と主だった審議経過を報告させていただきます。

まず、採決の結果から申し上げます。承認第1号、承認第2号につきましては、すべて全会一致で承認することにいたしました。

次に、それぞれの主だった審議経過を報告いたします。

まず、承認第1号については、質疑はありませんでした。

承認第2号については、省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置の創設について、申告は町にするのかという質問に対し、検査機関等による証明書を添付して町へ申告するとの説明を受けました。

また、個人住民税の公的年金からの特別徴収制度については、納税者の意思がはっきり示される制度に改めていくことを要望する賛成討論がありました。

以上が、総務厚生常任委員会で付託を受けました議案の審議結果と経過であります。本会議におかれましても、本委員会の決定どおり承認いただきますようお願い申し上げます、委員長報告を終わります。

議長（田中 稔君） 以上で、委員長報告を終わります。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。分割して採決を行います。

まず、議案第1号あらたに生じた土地の確認についてから、議案第3号町道路線の廃止及び認定についてまでの件を一括起立により採決いたします。

議案第1号から議案第3号までの件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中 稔君） 起立全員であります。よって、議案第1号から議案第3号までの件は原案のとおり可決されました。

次に、承認第1号平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認について、及び承認第2号平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認についての件を一括起立により採決いたします。

承認第1号及び承認第2号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中 稔君） 起立全員であります。よって、承認第1号及び承認第2号は原案のとおり可決されました。

日程第3 意見書案第1号

議長（田中 稔君） 日程第3、意見書案第1号療養病床の廃止・削減計画の見直しを求める意見書の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。淵上正博議員。

議員（5番 淵上 正博君） それでは、御提案しております意見書案第1号療養病床の廃止・削減計画の見直しを求める意見書につきまして、御説明申し上げます。

平成18年に成立した医療制度改革関連法により、平成23年度末までに、全国38万床ある

療養病床のうち、6割に当たる23万床が削減されることになり、療養病床に入院する患者、家族にとっては、このまま入院できなくなることへの不安は非常に大きなものがあります。

療養病床の創設の経緯を考えれば、この病床は地域になくてはならない病床であります。特別老人ホーム入所希望の待機者が、全国で34万人に達している現在、療養病床を廃止、削減することは、療養されている多くの高齢者から生きる場を奪うことになりかねません。日本医師会の調査でも療養病床の削減が進んだ場合、今後適切な介護施設等への転換が円滑に進まなければ、多くの医療介護難民が出ると危惧されており、地域住民は一層不安な状況に追い込まれることとなります。

よって、本町議会は、国におかれましては、それぞれの地域の医療体制の整備状況を十分勘案され、療養病床の廃止・削減計画の見直しなど柔軟な対応を行うよう強く要望するものであります。

以上、療養病床の廃止・削減計画の見直しを求める意見書につきまして、今回5名の提出者を代表して提案するものであります。議員の皆様方におかれましては、経過と趣旨を御理解の上、適切なる御判断を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明を終わります。

議長（田中 稔君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより意見書案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第1号療養病床の廃止・削減計画の見直しを求める意見書の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中 稔君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4．議員派遣の件

議長（田中 稔君） 日程第4、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、お手元に配布の文書のとおりといたしたいと思
います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件についてはお手元に配布
の文書のとおりとすることに決しました。

日程第5．常任委員会の閉会中の所管事務等の調査

議長（田中 稔君） 日程第5、常任委員会の閉会中の所管事務等の調査の件を議題といたし
ます。

会議規則第67条第1項の規定によって、総務厚生常任委員長並びに産業文教常任委員長から、
お手元に配布のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 御異議なしと認めます。したがって、各常任委員長から申し出のと
おり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

議長（田中 稔君） 以上をもって本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしま
した。

これにて平成20年第2回平生町議会定例会を閉会いたします。

午前10時14分閉会